

## 総務地域連携常任委員会（所管事項説明）資料

### 目 次

#### ◎ 所管事項

##### 【部長所管】

1 地籍調査の推進について	1
2 特定地域の活性化について	3
3 交通政策について	7
4 情報システムの安定運用について	11
5 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について	15
6 移住促進に向けた取組について	19
7 市町の行財政運営への支援について	27

##### 【国体・全国障害者スポーツ大会局長所管】

8 スポーツの推進について	29
9 競技力向上の取組について	37
10 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備について	39

##### 【南部地域活性化局長所管】

11 南部地域の活性化について	43
12 東紀州地域の活性化について	45
13 過疎・離島・半島地域の振興について	47

#### ○添付資料

三重とこわか国体 チラシ

三重とこわか大会 チラシ

平成30年5月25日  
地域連携部

# 1 地籍調査の推進について

## 1 現状と課題

### (1) 地籍調査の意義

法務局備え付けの登記簿及び公図は、明治初期の地租改正の調査記録を基礎としたものが多く、面積や形状等が現地と合致していないため、土地の利用計画及び土地の売買に支障をきたすことがあります。

また、土地の境界が不明確なため、相続等に伴う境界紛争、災害時の現地確認ができない等の問題が起きています。

地籍調査は、土地の最も基礎的な情報である面積や形状等を明らかにし、その結果が記録されることから、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、公共事業の効率化及び災害復旧の迅速化など様々な効果があります。

特に近年では、東日本大震災からの復旧・復興に向けた土地の境界確認や区画の復元などに大きな成果が認められました。

### (2) 事業の概要

地籍調査は、国土調査法に基づき、市町が事業主体となって、調査・測量を行うもので、一筆ごとに土地の所在、地番、地目、所有者、面積を確定し、これを基に地籍簿・地籍図を作成する事業です。

地籍調査に必要な経費の負担は、国が1／2【地籍調査費負担金（以下、「負担金」という）又は、社会資本整備円滑化地籍整備交付金※1（以下、「交付金」という）】、県が1／4、市町が1／4となっています。

なお、県や市町が負担する経費については、80%が特別交付税措置の対象となっており、実質的には5%の負担で地籍調査を実施することが可能となります。

### (3) 現状と課題

本県における地籍調査の進捗率は、平成29年度末で9.5%であり、全国平均52%（平成28年度末）に比べて極めて低い状況となっています。

進捗率を区域別で見ると、市町が優先的に実施しているDID地区は、全国平均と比べて大きな差はありません。（右図参照）

		三重県(H29)	全国平均(H28)
D I D (人口集中地区)	実施面積	180.4 km <sup>2</sup>	12,255 km <sup>2</sup>
	進捗率	22.6%	24%
宅地	実施面積	494.7 km <sup>2</sup>	17,793 km <sup>2</sup>
	進捗率	18.0%	54%
農地	実施面積	1,212.7 km <sup>2</sup>	72,058 km <sup>2</sup>
	進捗率	18.0%	73%
林地	実施面積	3,449.0 km <sup>2</sup>	184,094 km <sup>2</sup>
	進捗率	4.6%	45%
合計	実施面積	5,336.9 km <sup>2</sup>	286,200 km <sup>2</sup>
	進捗率	9.5%	52%

国の財政状況などから、負担金については、市町からの要望額に応じた予算の確保が難しくなっており、また、国直轄事業<sup>\*2</sup>の採択要件も厳しくなっています。そうしたことから、平成28年度に新設された交付金を積極的に活用するとともに、国に対して、予算の確保や国直轄事業の制度拡充を要望していく必要があります。

#### (4) 平成29年度の取組

平成29年度は、国の負担金や、交付金を活用し、南海トラフ地震対策に備えた地籍調査、土砂災害警戒区域における地籍調査、国の近畿自動車道紀勢線の整備に向けた地籍調査などを実施するとともに、国に対しては、市町と連携して予算の確保と国直轄事業の制度拡充を要望しました。

また、休止市町（平成29年度は、四日市市、松阪市、菰野町、大紀町の4市町）については、首長を直接訪問するなどして、地籍調査の再開を促しました。

### 2 今後の取組について

引き続き、国に対して、地籍調査の推進に係る予算の確保や国直轄事業の制度拡充を市町と連携して強く要望するとともに、交付金のさらなる活用に向け、市町や県の公共事業関係部と連携を図っていきます。

また、市町への普及・啓発や情報提供に努め、地籍調査に対する市町の理解・協力を求めてまいります。とりわけ、休止市町については、継続して訪問し、地籍アドバイザー<sup>\*3</sup>の積極的な活用も含め、より一層の働きかけを行います。

さらに、財政状況が厳しい中においても効率的な事業執行がなされるよう、国や他県の事例研究などを踏まえて市町への助言に努めます。

#### ※1 社会資本整備円滑化地籍整備交付金

県や市町が作成した「社会資本総合整備計画」に位置付けられる道路や砂防などの主要事業に関連した事業として地籍調査を位置づけて実施する事業

#### ※2 国直轄事業（都市部官民境界基本調査）

震災後の街づくりなど、復旧・復興に活用するための基礎資料となり地籍調査の推進にも有効な調査であり、国が、地籍調査が遅れている都市部において、地籍調査に先行した官民境界調査を行う事業。この調査の実施により42%の地籍調査が終了したものと換算され、進捗率に加算される。

#### ※3 地籍アドバイザー

地籍調査に関する高度な知識を持った専門家で、市町村等における地籍調査実務の経験者、土地家屋調査士、測量士等から構成されています。

## 2 特定地域の活性化について

大仏山地域、木曽岬干拓地等の特定地域については、時代の変化への対応もふまえ、これまで地域のニーズに合った振興や土地の利活用を図るため取組を進めているところです。上記地域における取組概要は以下のとおりです。

### 1 大仏山地域

#### (1) 現状

大仏山地域については、昭和 40 年代の中南勢地域総合開発構想における住宅政策として位置づけられた地域です。これまで、公園等に利用されている 42ha を除いて、平成 27 年度に県土地開発公社から購入した 22 ha を含め約 52ha の土地が未利用地となっていました。

この未利用地について、平成 25 年度に策定した「三重県大仏山地域土地利用構想」に基づき里山として整備を進め、平成 29 年度末で散策路等の整備を完了しました。

#### (2) 今後の取組について

平成 30 年度からは、散策路等の利用を開始しており、適正な維持管理を行うとともに、行政や地域住民、活動団体などの多様な主体との連携を進めて行きます。

### 2 木曽岬干拓地

#### (1) 現状と課題

木曽岬干拓地については、平成 24 年度に県及び関係市町で構成する「木曽岬干拓地土地利用検討協議会」を設立し、平成 26 年度には、「木曽岬干拓地土地利用計画」を策定しました。

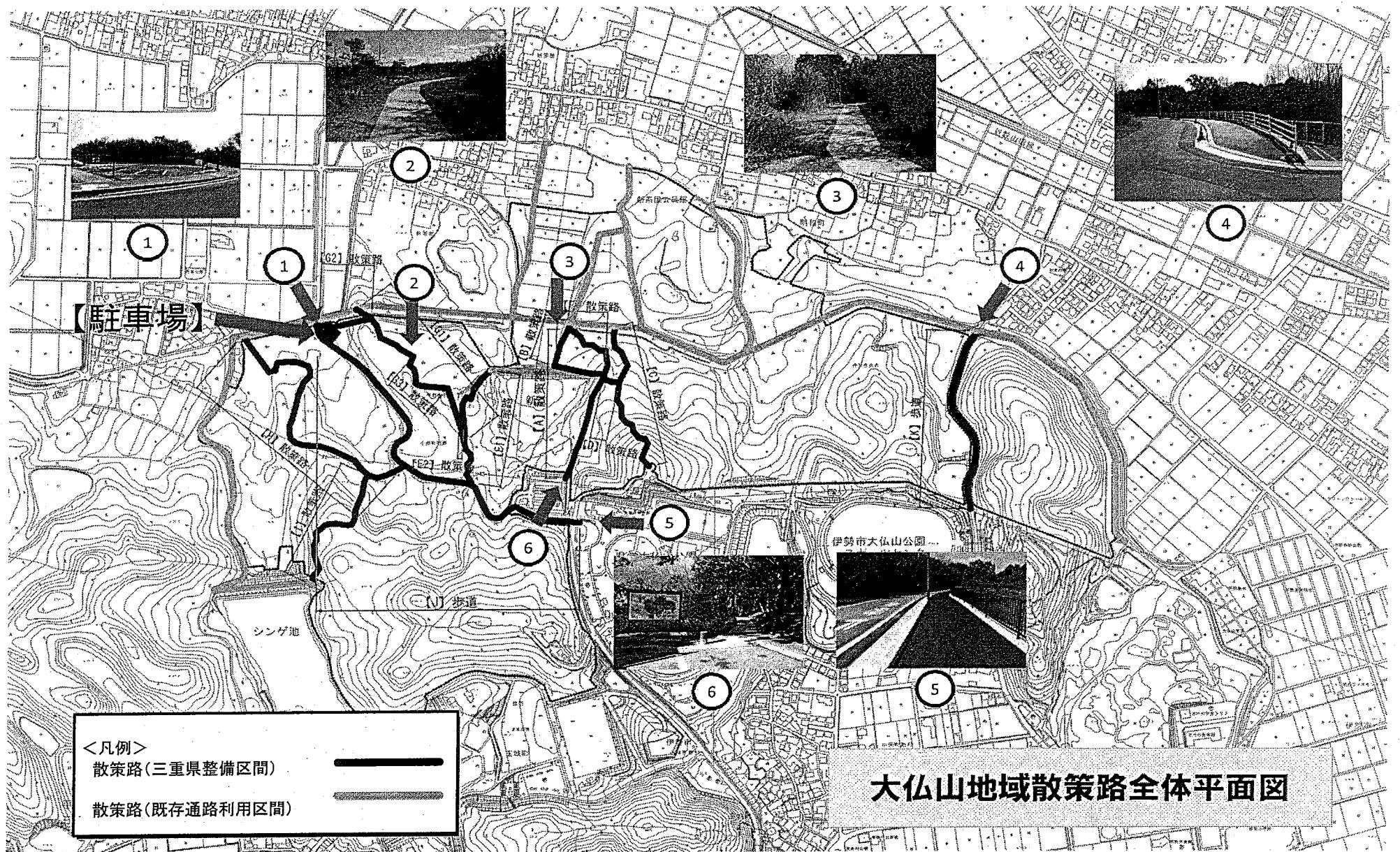
同計画に基づき、伊勢湾岸自動車道より北側では、平成 25 年に「わんぱく原っぱ」(第 1 期)、平成 27 年に「わんぱく原っぱ」(第 2 期) の供用を始めるなど公共利用を図っており、伊勢湾岸自動車道より南側の一部では、平成 26 年度から新エネルギーランドにおいてメガソーラー事業の運営が開始されています。

北側の一部では、30 年 4 月末で、公共利用の期限が経過したため、都市的土地利用に向け、企業誘致を図っていく必要があります。

#### (2) 今後の取組について

「木曽岬干拓地土地利用計画」に基づき、伊勢湾岸自動車道より北側は、5 年間の公共利用が経過した「わんぱく原っぱ」(第 1 期) 部分の都市的土地利用を図ることとし、公募条件等を整理し企業誘致活動を進めていきます。

また、伊勢湾岸自動車道より南側は、運動広場の整備に向けてその準備に取り組んでいきます。



## 木曽岬干拓地の土地利用計画

国道23号

県道  
木曽岬弥富停車場線バイパス

伊勢湾岸自動車道

木曽川

環境影響評価実施予定区域

■ 土地利用計画

面積: ha

施設の種別		三重県	愛知県
建設発生土ストックヤード	20.0	—	
野外体験広場	わんぱく原っぱ (第1期)	21.4	7.0 (北)
	わんぱく原っぱ (第2期)	40.1	4.4 (北)
新エネルギーaland	63.6	17.2	
運動広場	各種競技ゾーン	24.9	15.2
	多目的スポーツゾーン	41.5	
農業体験広場	50.1	—	
自然体験広場	60.0	27.9	
その他 水路等	13.6	7.9	
合計	335.2	79.6	

環境影響評価実施区域

県境

三重県 愛知県

木曽岬干拓地

農業体験広場

自然体験広場

保全区



### 3 交通政策について

#### 1 リニア中央新幹線について

##### (1) 現状・課題

2027年予定の東京・名古屋間先行開業に向けた着実な事業実施、名古屋・大阪間のルートと駅位置の早期確定、2037年目標とされている全線開業の前倒しをめざし、本県活動母体の「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」(以下、「県同盟会」という。) のほか、近隣の沿線府県市等と新たに立ち上げた「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」(以下、「三県一市会議」という。)、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」(以下、「三府県会議」という。)において活動を進めています。

首都圏から関西圏まで、7,000万人規模の巨大都市圏を誕生させる絶大なりニア効果を本県が十分に享受できるよう、まずは名古屋までの開業効果を確実に取り込むための準備を進めるとともに、名古屋・大阪間のルートと駅位置の早期確定に資する環境アセスメントの実施に向け、JR東海や国等との連携をさらに強化していく必要があります。

##### (2) 今後の取組

「県同盟会」において継続的に要望・啓発活動に取り組むほか、「三県一市会議」において、今後の名古屋・大阪間事業の円滑化に資する情報収集を図ります。また、同会議の協力を得て、本県におけるリニア効果の調査・研究に取り組みます。

2023年頃と見込まれる名古屋・大阪間の環境アセスメントの円滑な実施に向け、「三府県会議」による取組として、JR東海と積極的に連携・協力しながら事前の準備を進めるとともに、国に対しても協力を求めていきます。

#### 2 中部国際空港について

##### (1) 現状・課題

中部国際空港の発着回数、航空旅客数は、近年の訪日外国人観光客の増加やLCCの就航増などにより、現在のところ順調に推移しています。

中部国際空港が我が国の国際拠点空港としての役割を果たしていくためには、早期の二本目滑走路の整備による24時間完全運用を実現させる必要があります。

このため、様々な観光資源や国内有数の企業集積など、本県の強みを活かして国内外からの観光客の誘致や企業等の空港利用促進に取り組む必要があります。

##### 【参考：発着回数(回)及び航空旅客数(千人)の推移】

	17年度	19年度	21年度	23年度	25年度	27年度	28年度	29年度
発着回数	106,436	102,596	86,434	82,137	90,406	97,755	101,396	100,971
航空旅客数	12,352	11,822	9,259	8,890	9,872	10,425	10,962	11,539

## (2) 今後の取組

「中部国際空港利用促進協議会」、「中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会」の活動を通じて、利用促進・需要拡大・機能強化に向けた取組を進めます。

特に伊勢志摩地域を核に中部と関西を結ぶ広域周遊の仕組みづくりをめざし、鉄道、高速船、バスのネットワーク化やエアラインとの連携を促進します。

また、企業等への空港セールスや大学生をはじめとする若年層の海外旅行への関心を高めるための取組を進めます。

## 3 生活交通対策（地域鉄道及び在来線）について

### (1) 現状・課題

利用者の減少による採算の悪化により、地方の鉄道路線を民間鉄道事業者が単独で維持することが困難になってきたことから、沿線自治体が鉄道経営に参画し、路線の維持を図るという事例が全国的に増えてきています。

本県においては、第三セクター方式の「伊勢鉄道」のほか、平成27年に「四日市あすなろう鉄道」、平成29年には「伊賀鉄道」、そして平成30年1月には「養老鉄道」が公有民営方式へと移行しました。

このように沿線自治体の負担が増す中、県民の生活交通の中で大きな役割を担っている地域鉄道の維持が図られるよう、一層の利用促進に取り組むとともに、国に対してもさらなる支援の強化を求めていく必要があります。

また、「関西本線」や「名松線」、「紀勢線」など在来線についても利用者の減少が課題となっており、路線によっては減便等も危惧されていることから、観光目的での啓発も含めた、より一層の利用促進を図る必要があります。

### (2) 今後の取組

これまで主に在来線を対象とした活動を行ってきた「三重県鉄道網整備促進期成同盟会」について、加盟市町の拡大を図って活動範囲を地域鉄道まで拡大し、県内鉄道網の一体的な利用促進活動をより一層強化します。

また、地域鉄道が実施する鉄道輸送の安全性確保対策などの事業などに対し、国や沿線市町と協調して補助するとともに、路線の維持・確保を図るため、国に対してさらなる支援策の検討を求めていきます。

県内の鉄道交通体系の維持に重要な役割を担う「伊勢鉄道」については、県及び関係市町で構成する「伊勢鉄道経営改善会議」において事業の進捗を管理・共有しながら経営の安定化と安全運行の確保、並びに利用促進を図ります。

特に「関西本線」と「名松線」については、「関西本線複線電化促進連盟」及び「JR名松線沿線地域活性化協議会」による利用促進に取り組みます。

## 4 生活交通対策（バス）について

### (1) 現状・課題

各地で不採算路線の廃止・減便が進む中、バスは学生や高齢者などにとって生

活上必要不可欠な交通手段であることから、県内のバス路線は事業者バスに加え、その多くが市町等による自主運行バスの運行などによって維持されています。

バス路線の中で、県は複数市町にまたがる広域的な路線（「地域間バス」）に対して国と協調して補助し、維持・確保に努めているところですが、「地域間バス」路線においても利用者の減少で採算が非常に厳しい路線が増えてきており、バス運転手不足も重なって、路線の存続が危ぶまれています。

このため、関係自治体と交通事業者、地域住民などが一体となって、「地域間バス」の利用促進を図っているところです。

## (2) 今後の取組

バス、鉄道など生活交通のネットワーク化と利用促進を図るため、市町や交通事業者、住民等が協働で地域の公共交通のあるべき姿を描く、「地域公共交通網形成計画」の策定を促すとともに、着実な計画実施に向けて支援します。

また、「地域間バス」に対しては、国との協調補助により路線の維持・確保を図るとともに、このままでは補助基準を満たさなくなつて廃止が避けられなくなる路線については、早い段階からバス事業者や沿線の自治体、地域と連携し、沿線の学校や病院等にも協力を求めるなどして集中的な利用促進に取り組みます。

※「地域間バス」の主な定義 \*複数市町村にまたがる系統であること。(H13/3/31 時点)

\*1日当たりの計画運行回数が3往復以上であること。

\*輸送量が15人～150人/日で経常赤字が見込まれること。

## 5 モビリティ・マネジメントの取組について

### (1) 現状・課題

県民が公共交通の有効性を理解し、目的や状況等に合わせて移動手段を適切に使い分けることを促す「モビリティ・マネジメント」を推進するため、様々なイベントと連携した啓発活動やコミュニティバスなど公共交通の利便性を高める「三重県公共交通ネットワーク見える化」(以下、「公共交通見える化」という。)などに取り組んでいます。

さらに近年は、高齢者の運転による自動車事故が社会問題化しており、交通安全の側面からも、これら高齢運転者の移動手段の受け皿となる公共交通への理解と活用を促し、免許返納への抵抗感を軽減させる取組が必要とされています。

### (2) 今後の取組

NPOなど多様な主体と連携したセミナーやイベントの開催や高校生を対象とした啓発活動など、公共交通の利用促進を図るとともに、運転に不安を感じている高齢者の免許返納の促進を図るために、バスの乗り方教室や企業と連携した啓発事業を開催し、免許返納後の移動について考える機会を提供します。

「公共交通見える化」について、インターネットの路線検索機能に対応したコミュニティバス路線の拡大に取り組むほか、バスロケーションシステムの導入促進を図るなど、公共交通の利便性を高めるための取組を進めます。



## 4 情報システムの安定運用について

### 1 所管する情報システムの運用

#### (1) 現状

##### ①県民向けサービスの提供

インターネットを活用して、県への申請・届出の手続きができる電子申請・届出システムを運用し、県民の利便性の向上を図っています。現在、利用されている主なものとしては、各種イベントや講習会等の参加申込、三重県職員・教員等の採用試験の申込、自動車税の送付先変更届等があります。

また、府内の各所属が保有している様々な行政情報について、地図を介してわかりやすく県民に情報提供できるよう、地理情報システム（G I S）を運用しています。

さらに、オープンデータ<sup>(\*)</sup>については、県ホームページにおいて、現在、58データを公開しています。

※オープンデータとは、インターネット等を通じて誰もが自由に入手し、様々な形で利用・再配布等ができるデータのことです。

##### ②府内の情報システムの運用

府内の情報共有や事務の効率化を図るため、スケジュール管理、電子掲示板等の機能を備えたグループウェア、公文書の作成・管理等を行う総合文書管理システム、簡易データベース等を運用しています。

また、一人一台パソコンの管理と本府・地域機関等を結んだ県情報ネットワークの運用を行っています。

#### (2) 今後の方針

##### ①県民向けサービスの提供

電子申請・届出システムについて、利用できる行政サービスの幅を広げ、より多くの県民に利用していただけるように努めます。

また、地理情報システム（G I S）について、引き続き、安定した運用に努めるとともに、県の保有する情報のオープンデータ化を促進します。

##### ②府内の情報システムの運用

行政事務の基盤である県情報ネットワークや所管する各情報システムについて、安定的な運用に努めます。

なお、今年度は、次期県情報ネットワークの構築に向けた基本計画の策定や、インターネットメールシステムの再構築、一人一台パソコンの更新等を行います。

## 2 全庁の情報システム適正化の取組

### (1) 現状

現在、全庁で300余りの情報システムが稼働していますが、経費やセキュリティ等、様々な面で適正なレベルで構築・運用が行われるよう、外部専門家の知見も活用しながら、予算要求前及び契約前に審査・支援を行っています。

また、情報システムの運用後にシステム評価を実施し、当初想定した目的や効果が発揮されているかを検証し、システム改修時や次期システム構築時の改善策として活用しています。

### (2) 今後の方針

全庁の情報システムについて、適正なレベルで構築・運用が行われるよう、引き続き、予算要求前及び契約前の審査・支援、システム評価を行います。

また、統合サーバを核とした次期共通機能基盤の再構築に向けて、調達事務及び設計を行います。

## 3 情報セキュリティ対策の実施

### (1) 現状

県情報ネットワークや情報システムについて、ファイアウォールの設置やウイルス対策ソフトの導入等の技術的対策を講じるとともに、職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修や職員向け標的型攻撃メール対応訓練を実施する等の人的対策を行っています。

また、高度化・巧妙化しているインターネットからの脅威に対応するため、マイナンバー利用事務を県情報ネットワークから分離するとともに、市町等のインターネット接続口を県に集約する自治体情報セキュリティクラウドや、府内情報ネットワークとインターネット接続環境を分離するシステムを構築し、運用しています。

### (2) 今後の方針

情報セキュリティ対策のさらなる強化策として、今年度は、インターネットメールシステムの再構築に併せて、ウイルス感染等を防ぐために、添付ファイル等の無害化対策に取り組みます。

また、自治体情報セキュリティクラウド等のシステムについて、安定運用を図るとともに、引き続き、技術的・人的対策を実施することで、情報セキュリティの強化に取り組みます。

## 4 市町との連携

### (1) 現状

県内全域の共有デジタル地図の更新整備を行うため、平成 28 年度に実施主体である三重県市町総合事務組合と協定を締結し、整備を進めています。

また、情報システムの共同利用、携帯電話不通話地域の解消等について、県内市町と連携して取り組んでいます。

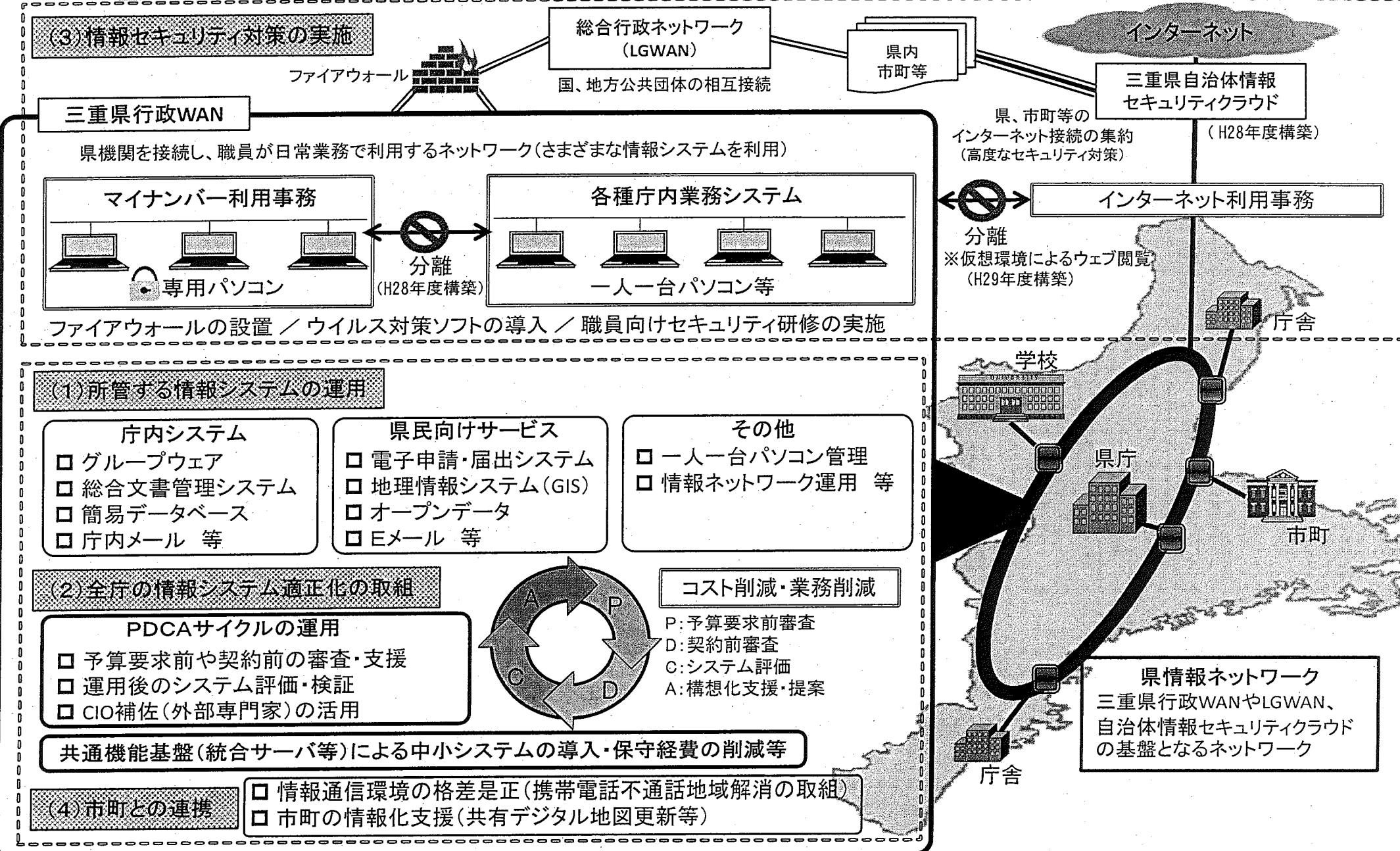
さらに、三重県電子自治体推進連絡協議会を通じて、国の動向、県や各市町の取組等について、情報共有を図っています。

### (2) 今後の方針

県内全域の共有デジタル地図について、三重県市町総合事務組合と共同して、平成 31 年度の完成を目指して、航空写真を基にデジタル地図の作成を行い、地図更新に向けた整備を進めます。

また、携帯電話不通話地域の解消について、引き続き、県内市町と連携し、携帯電話事業者に対して基地局の整備を働きかけていきます。

# 県の情報システム（ネットワーク）の全体像



## 5 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について

### 1 協議会の設置

#### (1) 目的・経緯

県と市町が連携を深め、適切な役割分担のもと、協働して地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を平成21年2月に設置しました。

#### (2) 協議会の位置づけ

協議会の取組は、平成21年4月から「三重県地域づくり推進条例」（平成20年5月20日施行、以下「条例」という。）第4条第1項で規定された「地域づくりが円滑かつ効果的に行われる仕組み」として位置づけています。

### 2 協議会の仕組み（別紙参照）

#### (1) 役員・構成員

会長—三重県知事

副会長—三重県市長会会长、三重県町村会会长、

三重県地域連携部を担任する副知事

構成員—市町長、副知事、危機管理統括監、県各部局長等および地域防災総合事務所長、地域活性化局長

※協議会は、県と市町が対等な関係で設置する共管組織です。

#### (2) 組織

全県会議—県内の全県的な政策課題等の協議・検討

地域会議—地域防災総合事務所および地域活性化局単位で、市町の地域づくりに関する課題の協議・検討

### 3 取組方針

「知事と市町長との1対1対談」の取組等により、市町との連携を強化し、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組んでいきます。

また、協議会の平成29年度における取組状況については、条例第5条に基づき議会に報告させていただくとともに、これを公表します。

**【参考】**

**「三重県地域づくり推進条例」（抜粋）**

(県の役割等)

第4条 県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により仕組みを構築しようとするときは、その仕組みを議会に示さなければならない。
- 3 前項に規定する仕組みは、この条例の趣旨を尊重し、知事が定めるものとする。

(議会への報告)

第5条 知事は、毎年、前条第二項の規定により議会に示した仕組みに基づく地域づくりの実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

## 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組み

### 全県会議

#### 総会

- 全県的な課題について意見交換
  - 連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認
  - 検討会議等での検討指示
- 構成：市町長  
市長会会长、町村会会长  
知事、副知事  
危機管理統括監  
県各部局長等  
地域防災総合事務所長・  
地域活性化局長

報告

指示

#### 調整会議

- 地域づくりに関する各種協議
  - 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整
- 構成：市町企画担当課長  
県各部局主管課長  
地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

報告

指示

#### 検討会議

- 全県的な課題に関する取組
- 構成：市町関係課  
県関係課等

### 地域会議

#### 1対1対談

- 市町固有の具体的課題を議論
  - 課題等の共通認識の醸成と解決を導くための協議
- 構成：市町長、知事

#### サミット会議

- 地域共通の課題を議論
  - 地域課題の共通認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議
- 構成：関係市町長、知事、地域連携部長、南部地域活性化局長、関係部局長、地域防災総合事務所長・地域活性化局長

#### 調整会議

- 地域防災総合事務所・地域活性化局単位等での地域づくりに関する各種協議
  - 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整
- 構成：市町関係部課長  
地域防災総合事務所長・地域活性化局長  
地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

報告

指示

#### 検討会議

- 桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀の6地域防災総合事務所、南勢志摩、紀北、紀南の3地域活性化局における地域課題への取組
- 構成：関係市町関係課、関係地域防災総合事務所・地域活性化局担当室、関係県地域機関等

事務局：県・市長会・町村会



## 6 移住促進に向けた取組について

### 1 現状と課題

#### (1) 背景

人口減少が進む中、自然減と社会減に対して幅広い視点から対策を講じ、減少のスピードを緩めながら、豊かで活力ある社会をつくっていく必要があります。

このため、三重県では、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基いてさまざまな取組を進めており、その取組のひとつとして「総合的な移住の促進」を図ることとしています。

また、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画においても「移住の促進」を施策に位置づけて取組を進めているところです。

#### (2) これまでの取組

首都圏での移住相談窓口である「ええとこやんか三重 移住相談センター」(以下「移住相談センター」という。)では、移住相談アドバイサーと就職相談アドバイザーが常駐して相談に対応するとともに、関西圏、中京圏においても移住相談デスクを毎月開催したり、移住相談会の開催回数を増やすなど、相談体制を強化し、きめ細かな相談対応を行ってきました。また、ホームページやソーシャルメディア等による情報発信の充実、「『ええとこやんか三重』県と市町の移住促進検討会議」を活用した市町の受入体制の整備などに取り組んできました。

その結果、平成29年度は、相談件数が1,332件(前年度1,137件:約17%増)、空き家バンクや空き家リノベーション事業など県および市町の施策等を利用した県外からの移住者数が322人(前年度205人:約57%増)となりました。

#### (3) 課題

全国の多くの自治体においても、移住促進の取組が強化されていることから、他県と連携して地方移住をPRする取組とあわせて、ひとりでも多くの人に三重県を選んでいただけるような取組が求められています。

移住希望者は就労情報へのニーズが高く、また、働き方や余暇の過ごし方などその地域での「暮らし方」を知りたいというニーズも持っていることから、これらに対応した取組が必要となります。

### 2 取組方針

次の3本の柱を取組方針として、移住の促進に取り組んでいきます。

- (1) ワンストップできめ細かな移住相談体制の確立
- (2) 総合的な情報発信と移住促進に向けた気運の醸成
- (3) 移住者を受け入れる地域の体制の整備

### 3 平成30年度の取組

平成30年度も引き続き、移住相談センターに移住相談アドバイザーと就職相談アドバイザーが常駐するとともに、関西圏、中京圏で開催する「移住相談デスク」などにより、きめ細かな相談対応を行っていきます。

特に、就労情報やその地域での「暮らし方」を知りたいとの移住希望者のニーズを踏まえ、市町や関係機関と連携し、地域の小規模事業者や伝統産業の承継（担い手）、地域が求める仕事などの多様な就労情報を掘り起こすとともに、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信します。

#### （1）ワンストップできめ細かな移住相談体制の確立

##### ① 首都圏における相談体制

常設の相談窓口に加えて、市町参加型テーマ別移住相談セミナー（9回程度）、起業相談デスク（4回程度）、U・Iターン就職セミナー（4回程度）を実施します。

##### ② 関西圏における移住相談体制

移住相談デスク（12回程度）、移住相談会（4回程度）を実施します。

##### ③ 中京圏における移住相談体制

移住相談デスク（12回程度）、移住相談会（1回程度）を実施します。

#### （2）総合的な情報発信と移住促進に向けた気運の醸成

全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、引き続き、ホームページやソーシャルメディア等による情報発信を行います。

また、今年度は、首都圏において、三重での「暮らし方」の魅力を感じてもらう県単独フェア「三重の暮らしの見本市（仮称）」を市町や団体等と連携して新たに実施するとともに、関西圏においても、各市町や県が企画する現地訪問ツアー等をPRするためのプロモーションイベントを開催します。

#### （3）移住者を受け入れる地域の体制の整備

「ええとこやんか三重」県と市町の移住促進検討会議」を引き続き設置し、県と市町の連携や市町同士の横のつながりの強化を図りながら、移住者のニーズに的確に応えられる受入体制の整備をさらに進めます。

特に、今年度は、多様な就労情報の掘り起こしや、ワークもライフも充実した「暮らし方」の魅力発信について、効果的な手法や課題等を相互に情報共有しながら検討し、移住者を受け入れる地域のさらなる体制整備を図ります。

資料1 平成29年度

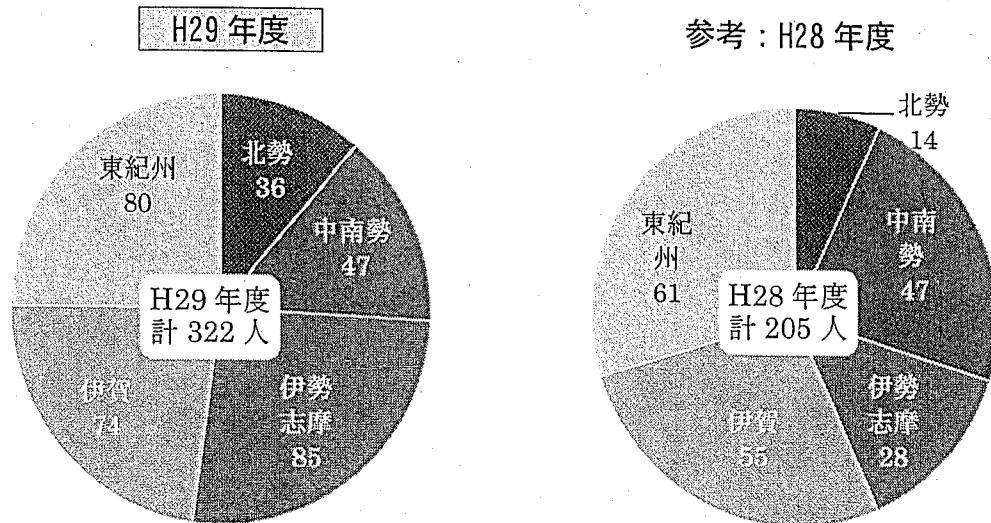
県および市町の施策を利用した県外からの移住者の内訳 322人

H29年度			参考:H28年度				
項目	移住者数	割合	項目	移住者数	割合		
内 訳	空き家バンク	84人	26.1%	空き家バンク	85人	41.5%	
	市町の補助・助成制度利用	93人	28.9%	その他各市町施策	58人	28.3%	
	市町移住相談窓口利用	52人	16.1%				
	その他各市町施策	8人	2.5%				
	空き家リノベーション事業	13人	4.0%	空き家リノベーション事業	16人	7.8%	
	地域おこし協力隊(任期終了)	7人	2.2%	地域おこし協力隊(任期終了)	4人	2.0%	
	農業次世代人材投資資金 (旧青年就農給付金)	17人	5.3%	農業次世代人材投資資金 (旧青年就農給付金)	2人	1.0%	
	その他県施策	48人	14.9%	その他県施策	40人	19.5%	
合計		322人	-	合計		205人	-

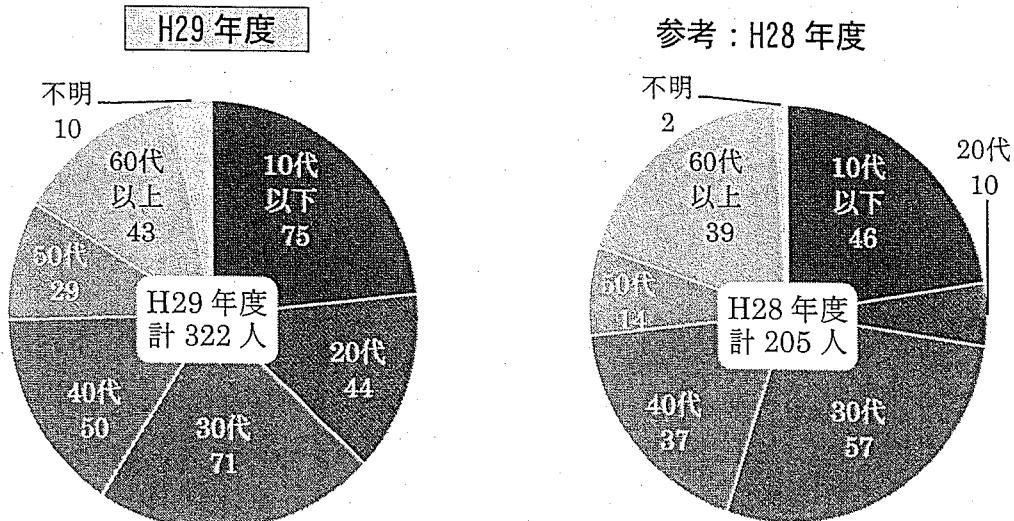
※H28年度の「その他各市町施策」を、H29年度は「市町の補助・助成制度利用」、「市町移住相談窓口利用」、「その他各市町施策」に分割。

※その他県施策は、県の移住相談アドバイザー、就職相談アドバイザーを介して移住した方

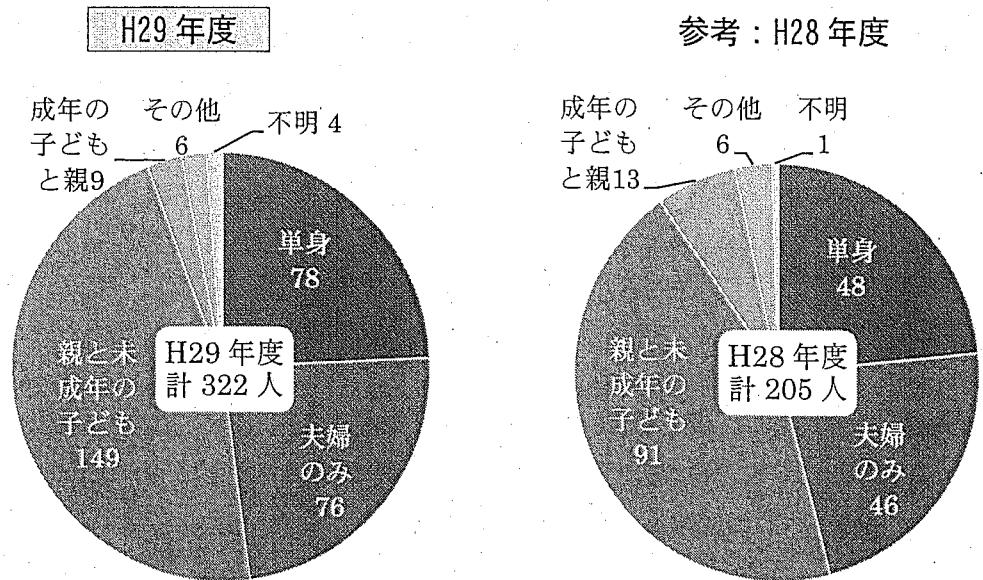
(1) 移住先の地域



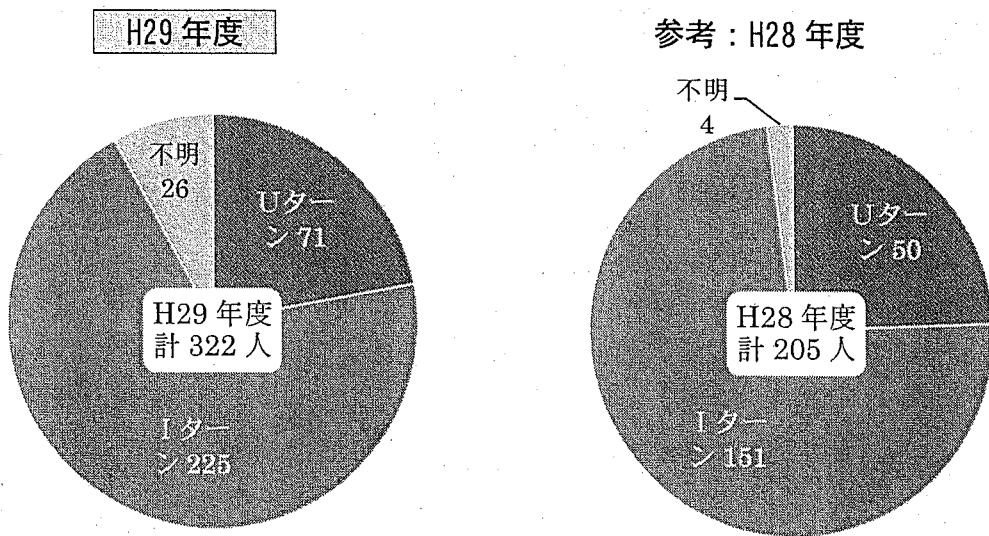
(2) 年代



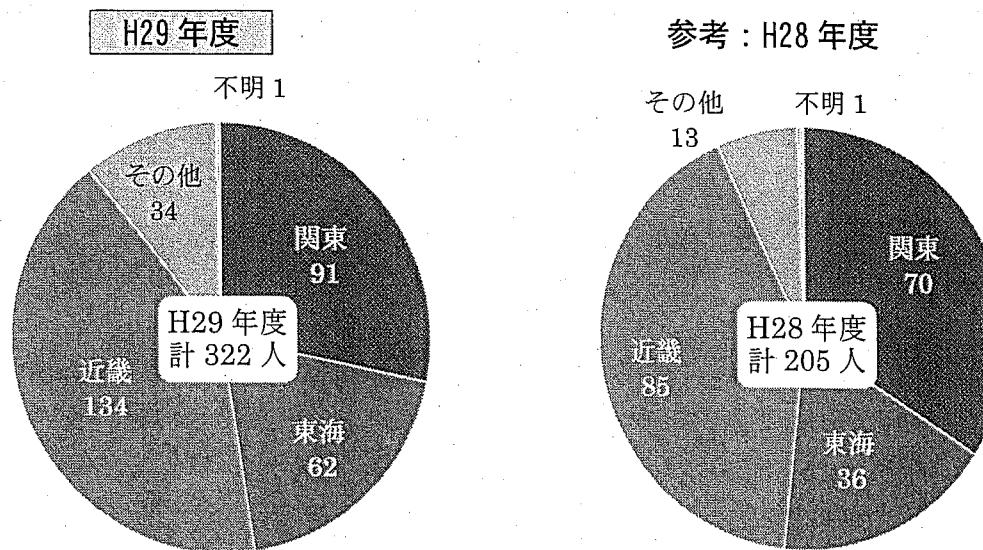
(3) 家族構成



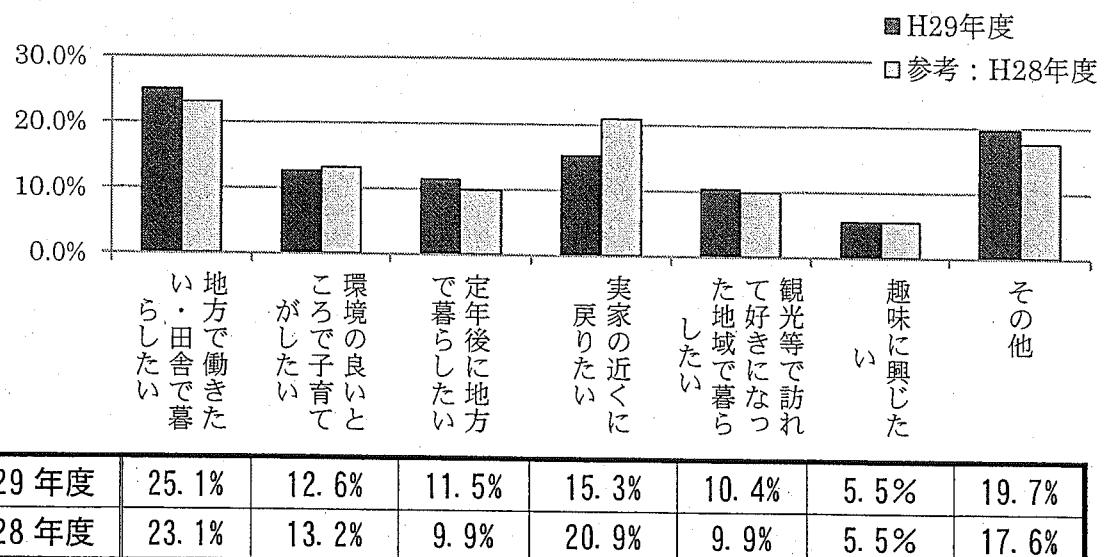
(4) Uターン／Iターン



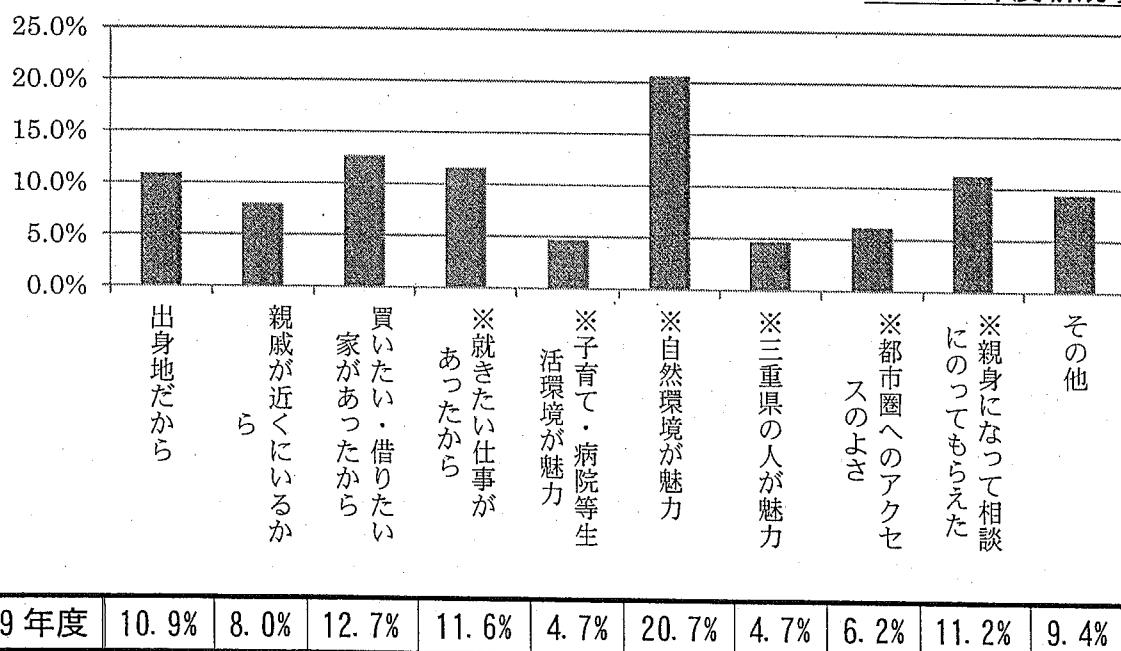
(5) 移住前の住所



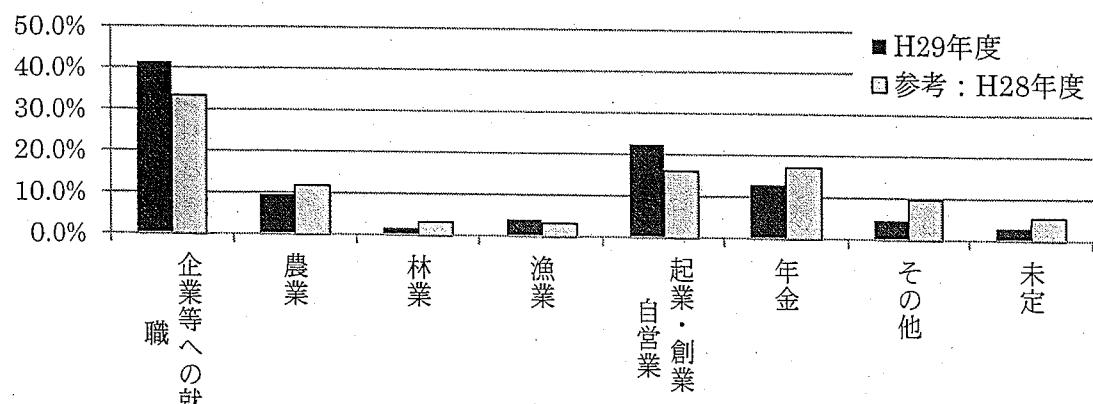
(6) 移住のきっかけ (複数回答有 延べ H29 年度 : 183 件、H28 年度 : 91 件)



(7) 三重県に決めた理由 (複数回答有 延べ 276 件) ※…H29 年度新規項目



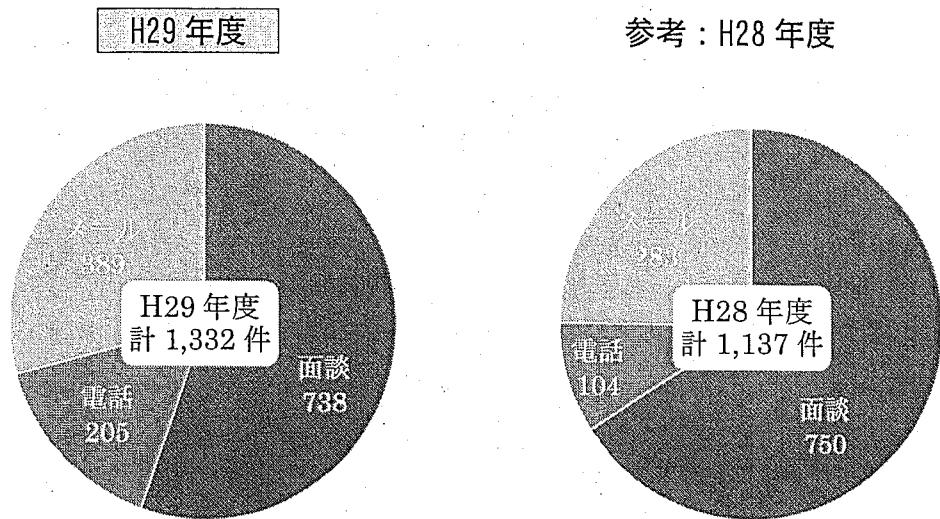
(8) 移住後の生活基盤 (複数回答有 延べ H29 年度 : 169 件、H28 年度 : 93 件)



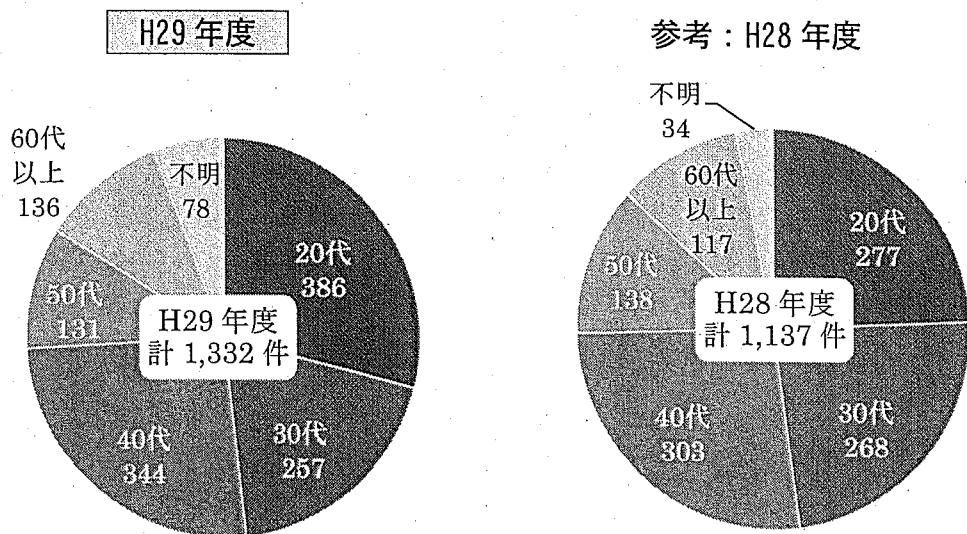
資料2 平成29年度「ええとこやんか三重移住相談センター」の相談状況

相談件数 1,332件(東京1,035件、大阪106件、名古屋46件、県庁145件)

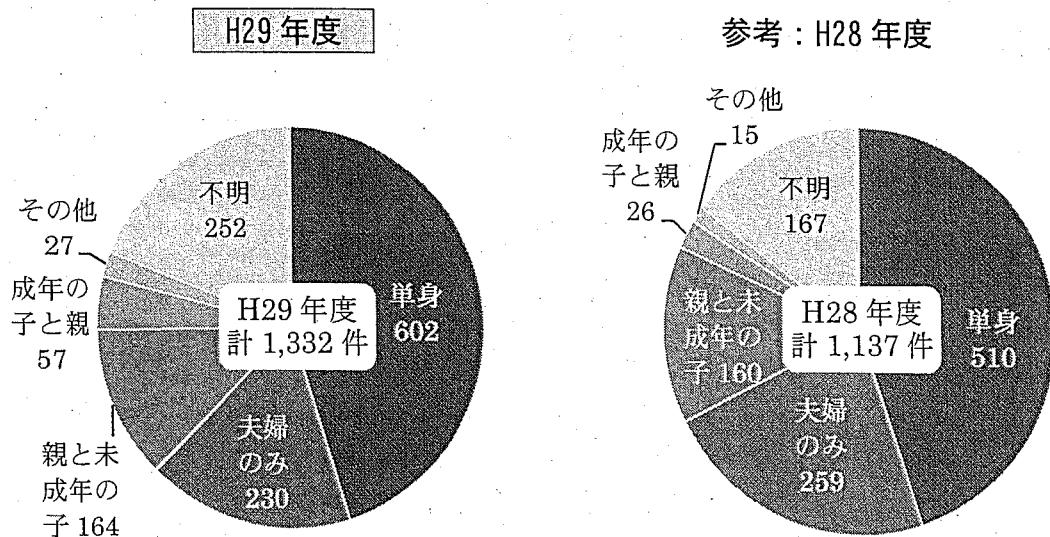
(1) 相談方法



(2) 年代

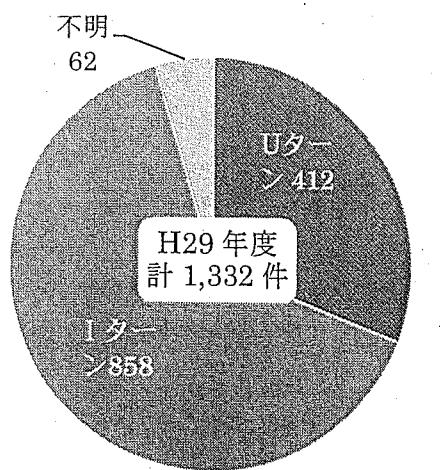


(3) 家族構成

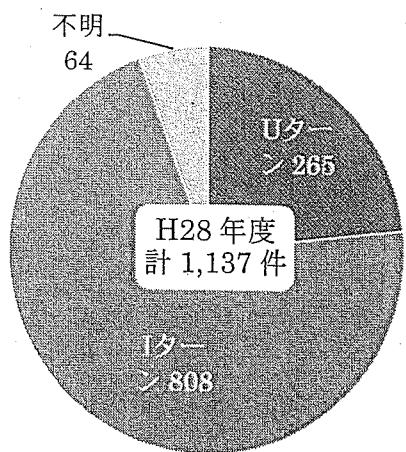


(4) Uターン/Iターン

H29年度

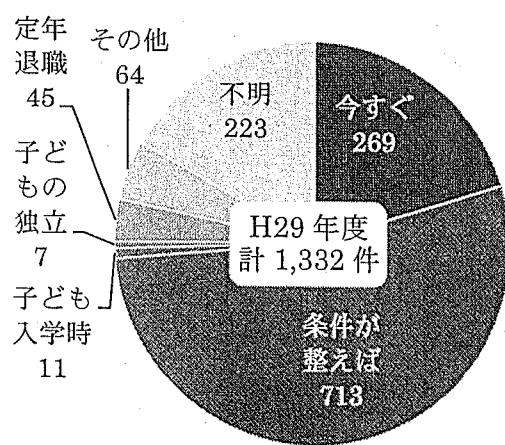


参考：H28年度

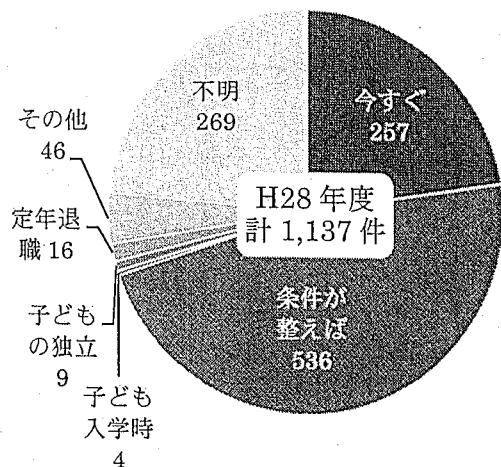


(5) 移住希望時期

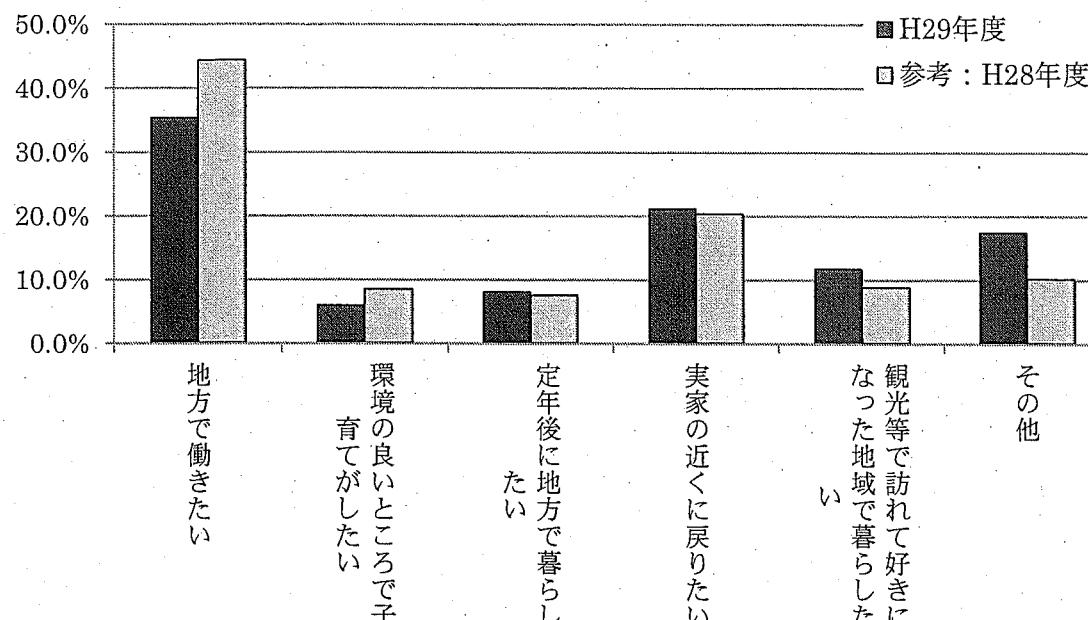
H29年度



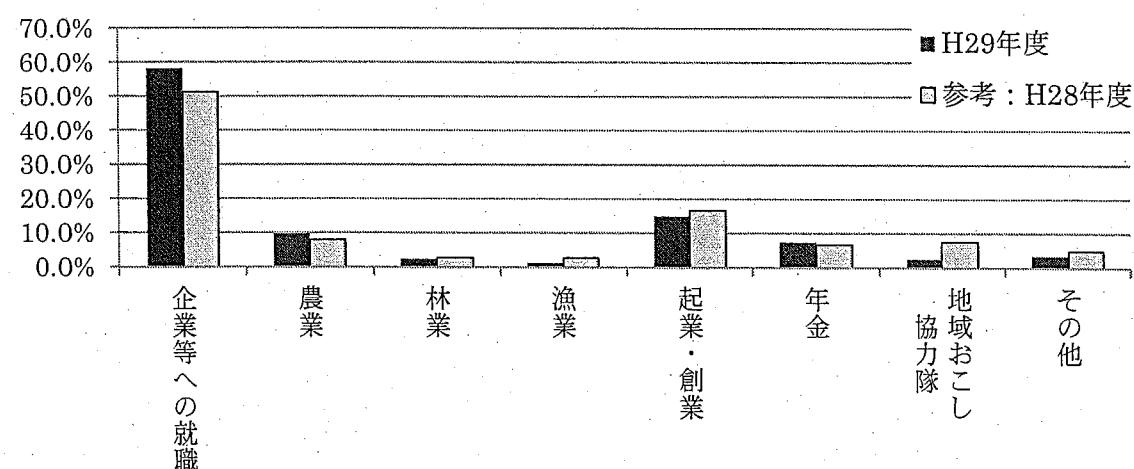
参考：H28年度



(6) 相談のきっかけ（複数回答有 延べ H29 年度 1,573 件、H28 年度 1,230 件）



(7) 移住先での生活基盤(複数回答有:延べ H29 年度 1,551 件、H28 年度 1,126 件)



## 7 市町の行財政運営への支援について

県では、県内 29 の市町が自主的・自立的な行財政運営を行いながら、県民に必要な行政サービスを効率的・効果的に提供できるよう、市町に対する助言や情報提供などの支援を行っています。

### 1 行財政運営

#### (1) 現状と課題

県内市町は、厳しい地方財政の中、少子高齢化や人口減少、公共施設の老朽化などの今日我が国が直面する課題をはじめ、地域における様々な行政課題に取り組んでいます。その財政状況については、実質収支が赤字の団体はありませんが、経常収支比率が高止まりしている団体も多いなど、厳しい財政運営の状況が続いています。

市町において、基礎自治体としての自主性、自立性が確保され、効率的かつ効果的な行財政運営が安定的に行われるとともに、社会経済情勢の変化やこれに伴う国の制度変更などへの対応が円滑に行われる必要があります。

#### (2) 今後の取組

今後も引き続き、市町の自主性を尊重しつつ、適切な行財政制度の運用や財政健全化の取組等について、「市町と県との勉強会」の開催などを通じて、市町に対し必要な助言や情報提供による支援を行います。

### 2 権限移譲

#### (1) 現状と課題

全国的に権限移譲が一定進み、国の分権改革の重点が、期間を区切った全国一律の集中的な取組から、地方の発意に根差した息の長い取組へ移ってきました。

同時に、市町においては、近年の厳しい財政状況や行政改革による職員数の減少など、権限移譲の検討に際し個々の課題を抱えていることから、これらの課題を市町と協力して克服していくため、自発的かつ詳細にわたる移譲の検討が求められています。

こうした状況を踏まえ、移譲事務の重点化を図り、県と市町において移譲の効果や課題について詳細な検証を行うこととする改正を盛り込んだ三重県権限移譲推進方針（第2次改定）を平成 29 年 4 月に策定しました。

昨年度は、市町との協議を経て選定した 3 つの重点移譲事務（農地転用許可等、景観計画の策定等、屋外広告物の許可等）について、関係部と緊密に連携しながら、勉強会や個別訪問による意見交換を重ねることにより、移譲の効果や課題などについて理解を深め、いくつかの団体では移譲の方針決定を行っていただきました。

引き続き、同方針に基づき、市町の実情に応じた権限移譲の検討がさらに進むよう、取り組んでいく必要があります。

## (2) 今後の取組

今年度においては、昨年度の3事務に加え、新たに介護保険法に基づく事業者の指定事務を重点移譲事務に位置付け、引き続き、市町の自主性・自立性を尊重し、関係部局と連携しながら、地域の実情に応じた権限移譲の検討を促進します。

## 3 地方創生

### (1) 現状と課題

平成26年度に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことを受け、平成27年度までに県内の全ての市町において「地方版総合戦略」と「地方人口ビジョン」が策定され、市町の地方創生の実現に向けて取り組んでいます。

県においては、これまで市町との勉強会や市町訪問による意見交換を開催し、地方創生関連交付金に係る事業計画の策定支援や、他県の優良事例の紹介など、市町の取組の実効性が高まるよう、必要な助言や情報提供を行ってきました。また、本年5月に内閣府が県伊勢庁舎にサテライトオフィスを開設した際には、国と連携し、課題を抱えた市町を訪問して、国の支援施策の周知・広報を行ったほか、意見交換や助言を行いました。

市町の地方創生を実現するためには、総合戦略に位置づけられた取組が円滑に行われるとともに、実施された施策や事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するという一連のプロセスを着実に踏んでいくことが重要であるため、県は引き続き、こうしたプロセスが円滑に進むよう、市町の取組に対し、必要な助言や情報提供等を行う必要があります。

### (2) 今後の取組

総合戦略に位置付けられた取組を地方創生の実現につなげられるよう、市町との勉強会などの機会を通じて、国や県の総合戦略の改訂状況や他府県の優良事例等の情報提供を行うなど、市町の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町との更なる連携の強化を図ります。

## 8 スポーツの推進について

### 1 地域スポーツの推進

#### (1) 現状

本県では、今夏に全国高等学校総合体育大会（インターハイ）、平成32年に全国中学校体育大会、平成33年に国民体育大会（三重とこわか国体）及び全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催を控え、さらに平成32年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、大規模スポーツイベントが本格的にスタートする節目の年を迎えてます。

特に、開催が間近に迫ったインターハイで培われた経験を、3年後に控えた三重とこわか国体の成功と本県選手の活躍につなげていくこととしています。

こうした機会に、スポーツのもつ多面的な価値を県民の皆さんと共有し、県民の力を結集したスポーツによる元気な三重づくりをめざしていくため、三重県スポーツ推進条例を平成26年度に制定し、平成27年度から施行しています。

条例の行動計画である三重県スポーツ推進計画にもとづき、スポーツ推進月間の取組など県民の皆さんのがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成や、地域におけるスポーツ活動の推進、スポーツを通じた地域の活性化に取り組んでいます。

また、現行推進計画の計画期間は平成27年度からの4年間であり、今年度が最終年度となります。

#### (2) 課題

国のスポーツ基本計画では、できるかぎり早期に成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率が3人に2人（65%程度）となることが目標とされています（現状値51.5%）。

これを踏まえて、三重県スポーツ推進計画及びみえ県民力ビジョン第二次行動計画においても65%を目標として取り組んでいます（現状値43.2%）。

この目標を達成するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機として、県民の皆さんのがスポーツをする機会の充実や、機運の醸成を図っていく必要があります。

また、これらの課題を解決するとともに、今後のスポーツを取り巻くさまざまな環境の変化に対応していくため、平成31年度以降の新たな推進計画を策定する必要があります。

### (3) 今後の取組

#### ①スポーツ推進月間の取組について

スポーツ推進月間を9月、10月に設定し、県民の皆さんの運動・スポーツ実施率の改善に向けて取り組みます。本年9月に実施予定の東京オリンピック・パラリンピックフラッグツアーを契機として、県内のさまざまなスポーツイベントと連携することにより、県民の皆さんのがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運醸成に取り組みます。

#### ②地域スポーツ活動の推進と地域活性化について

県民の皆さんのが、よりスポーツに親しんでもらうとともに、スポーツを通じた地域活性化がはかられるよう、地域スポーツ活動の推進に取り組みます。

みえスポーツフェスティバルや美し国三重市町対抗駅伝の開催など、県民の皆さんのがスポーツに親しむ機会の充実に取り組むとともに、スポーツを通じた誘客交流に関する研修会等の開催や、「みえのスポーツ応援隊」の派遣などにより市町の取組を支援します。

また、県内初のJリーグチーム誕生に向けて、今後も三重県サッカー協会を中心とした議論に参画していきます。

みえ広域スポーツセンターについては、本年度から本庁に移設（鈴鹿市駐在を廃止）することにより、総合型地域スポーツクラブの安定した運営と定着に向けた支援をより効果的・効率的に推進していきます。

#### ③東京オリンピック・パラリンピック競技大会キャンプ地誘致等について

関係市町・関係団体と連携して、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致やホストタウンなどの交流促進に取り組み、県民の皆さんのがよりスポーツを身近に感じてもらえるよう、一層取組を進めています。

#### ④第2次スポーツ推進計画（仮称）の策定について

現行推進計画の計画期間が平成30年度で終了することから、新たに必要となる取組内容を反映させるため、平成31年度からの4年間を計画期間とする第2次スポーツ推進計画（仮称）を策定します。（別紙1）

## 2 スポーツ施設の管理運営・整備

### (1) 現状

#### ①スポーツ施設の管理運営

国体・全国障害者スポーツ大会局では、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（鈴鹿スポーツガーデン）、三重交通G スポーツの杜 伊勢（総合競技場）、松阪野球場、ライフル射撃場の4施設を所管しています。いずれも指定管理者制度を活用して（指定の期間 平成26年度～30年度）、施設の安全性・利便性の確保及び効果的・効率的な管理運営に努めています。（別紙2）

施設名	指定管理者
・三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	三重県体育協会グループ（※）
・三重交通G スポーツの杜 伊勢	三重県体育協会グループ（※）
・松阪野球場	（公財）三重県体育協会
・ライフル射撃場	三重県ライフル射撃協会

※（公財）三重県体育協会と（株）ジャパンスポーツ運営によるJV

なお、三重県行財政改革取組における新たな財源確保対策の一環として、鈴鹿スポーツガーデン及び総合競技場にネーミングライツを導入しています。ネーミングライツ・パートナーには三重交通グループホールディングス株式会社を決定し、平成26年10月1日から、それぞれ「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」「三重交通G スポーツの杜 伊勢」を愛称として使用しています。

#### ②スポーツ施設の整備

三重交通G スポーツの杜 伊勢については、平成30年の全国高等学校総合体育大会や平成33年の三重とことわか国体・三重とことわか大会の開催に向け、平成27年度から大規模改修を行い、平成28年4月に補助競技場の供用を開始し、平成29年10月にメイン競技場の供用を開始しました。（別紙3）

また、平成29年度、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿については水泳場競技処理システム更新工事等を行い、ライフル射撃場については国体の競技施設基準に適合するよう射場整備を行いました。

## (2) 課題

施設の管理運営については、指定管理者と連携しながら利用者の満足度の向上につながるような効果的・効率的な運営はもとより、地域スポーツや競技力向上の拠点として、施設の老朽化への対応等、施設機能の維持・向上を図ることが求められています。また、各施設の指定管理期間が平成30年度で終了することから、次期指定管理者（指定の期間 平成31年度～35年度）の選定作業を行う必要があります。

施設の整備については、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、計画的かつ着実に進める必要があります。

## (3) 今後の取組方針

### ①スポーツ施設の管理運営

施設の管理運営については、引き続き指定管理者と連携しながら、効果的・効率的な運営や、施設の維持・向上に努めるとともに、必要となる施設の補修や設備・備品の整備等に努めていきます。

また、次期指定管理者の選定に向けた取組を進めます。

### ②スポーツ施設の整備

#### ア 三重交通G スポーツの杜 伊勢

陸上競技場の周辺整備について、引き続き、関係機関・団体との調整を行なながら、計画的に進めていきます。（別紙3）

#### イ その他

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿、松阪野球場、ライフル射撃場についても、利用者の安全・安心にかかる補修を中心に必要な整備を行っていきます。

## 「第2次三重県スポーツ推進計画(仮称)」策定スケジュール

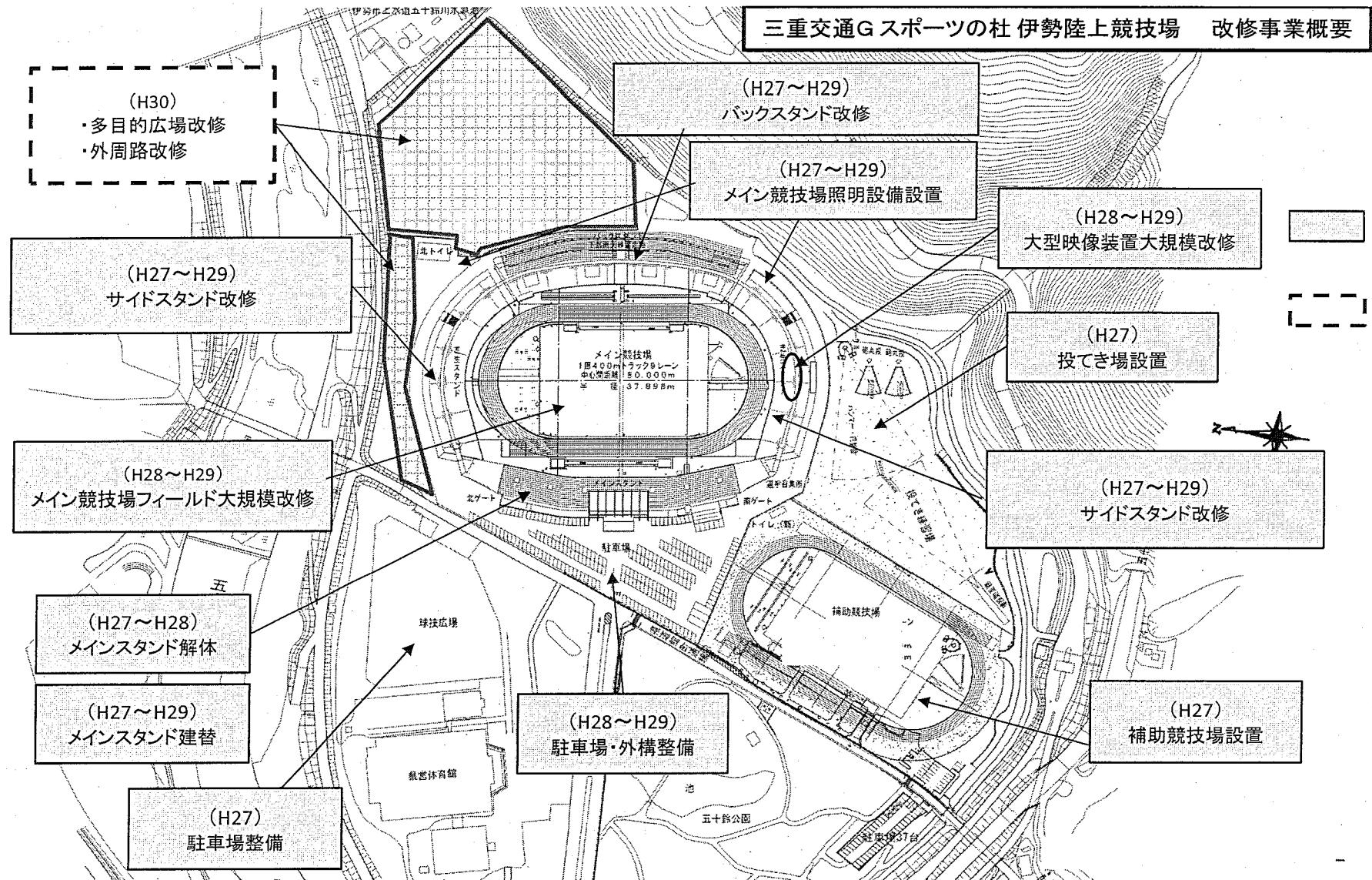
	H30年3月	H30年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H31年1月	2月	3月
第2次三重県 スポーツ推進計画(仮称)			第2次計画 概要(骨子)の作成					第2次計画 中間案の作成		関係団体 等への説 明①	パブリック コメント	関係団体等 への説明②	第2次計画 策定
県議会 (総務地域連携 常任委員会)			所管事項 説明 (第2次計画 策定スケ ジュール提 示)					所管事項 説明 (計画の検証 ・第2次計画 の骨子案)		所管事項 説明 (第2次計画 中間案)			所管事項 説明 (第2次計画 最終案)
審議会	H29年度 第1回 審議会  (詰問・作業部 会設置・日程 案・計画進捗 状況)		H30年度 第1回 審議会  (計画の検証 ・第2次計画 の基本的な考 え方)		第1回 作業部会  (計画の検証 ・第2次計画 の骨子案)		H30年度 第2回 審議会  (計画の検証 ・第2次計画 の骨子案)	第2回 作業部会  (第2次計画 の中間案)	H30年度 第3回 審議会  (第2次計画 の中間案)			H30年度 第4回 審議会  (第2次計画 の最終案)	
府内調整		府内調整① (教育委員会・医療保健部・子ども・福祉部・観光局など) 内容の検討							府内調整② 最終確認				
関係団体調整 (市町、競技団体含む)										関係団体等 への説明①		関係団体等 への説明②	

(別紙1)

## 国体・全国障害者スポーツ大会局が所管する県営スポーツ施設

スポーツ推進課

	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	三重交通G スポーツの杜 伊勢	松阪野球場	ライフル射撃場
所在地	鈴鹿市御薗町 1669 番地	伊勢市宇治館町 510 番地	松阪市立野町 1370 番地	津市中村町字国主谷
設置年月	第1期 H4. 10 / 第2期 H9. 7 / 第3期 H19. 4	体育館 S39. 4/S47. 4 競技場 S43. 12/S48. 5 トレーニングセンターH2. 3	S50. 8	S47 年度
施設の概要 構造規模等	<p>□敷地面積 391,000 m<sup>2</sup></p> <p>(第1期)            ○サッカー・ラグビー場 (H4. 10. 11 供用開始)            メイシングラント面積 14,432 m<sup>2</sup>            第1・2 グランド面積 25,500 m<sup>2</sup>            第3・4 グランド面積 28,600 m<sup>2</sup>            メインスタンド地上 3 階鉄筋コンクリート造</p> <p>(第2期)            ○屋内水泳場 (国際公認、JOC 認定競技別強化センター指定施設) (H9. 7. 12 供用開始)            建築面積 10,185 m<sup>2</sup>、延面積 18,807 m<sup>2</sup>、地上 3 階地下 1 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)</p> <p>○庭球場 (H9. 7. 12 供用開始)            - 管理棟: 建築面積 472 m<sup>2</sup>、延面積 1,168 m<sup>2</sup>            地上 3 階鉄筋コンクリート造            - センターコート: 建築面積 1,581 m<sup>2</sup>、延面積 1,987 m<sup>2</sup>、地上 2 階鉄筋コンクリート造            - シェルターコート: 建築面積 3,465 m<sup>2</sup> 延面積 3,031 m<sup>2</sup>、地上 1 階鉄筋コンクリート造            - 屋外テニスコート: 延面積 16,100 m<sup>2</sup>            - 屋外テニスコントロール棟: 建築面積 78 m<sup>2</sup>            延面積 105 m<sup>2</sup>、地上 2 階鉄筋コンクリート造            (第3期)            ○体育館 (H19. 4. 1 供用開始)            延面積 4,308 m<sup>2</sup>、アリーナ面積 2,010 m<sup>2</sup>            地上 2 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)            (第3期以降)            ○多目的広場 (H17. 9. 1 供用開始) 面積 5,212 m<sup>2</sup>            ○クライミングウォール (H19. 7. 21 供用開始)            高さ 12m × 幅 4m</p>	<p>□敷地面積 185,426 m<sup>2</sup> (五十鈴公園全体)</p> <p>○体育館 (S39. 4 供用開始)            建築面積 3,748 m<sup>2</sup>、延面積 5,783 m<sup>2</sup>            地上 3 階・地下 1 階鉄筋コンクリート造</p> <p>○体育館別館 (S47. 4 供用開始)            建築面積 968 m<sup>2</sup>、延面積 1,093 m<sup>2</sup></p> <p>○陸上競技場 (日本陸連第1種公認、国際陸連認証クラスマ2) (S43. 12 供用開始、H27~H29 大規模改修、H29. 10. 21 供用開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- メインスタンド                建築面積 6,070 m<sup>2</sup>、延面積 11,378 m<sup>2</sup>                地上 4 階鉄筋コンクリート造一部鉄骨造</li> <li>- バックスタンド                建築面積 4,078 m<sup>2</sup>、延面積 5,699 m<sup>2</sup>                地上 2 階鉄筋コンクリート造</li> <li>- サイドスタンド                建築面積 5,047 m<sup>2</sup>、延面積 3,374 m<sup>2</sup>                地上 1 階・地下 1 階鉄筋コンクリート造</li> <li>- メインフィールド                400m × 9 レーン</li> <li>- 大型映像装置</li> </ul> <p>○補助競技場 (第3種公認)            (H28. 4. 11 供用開始)</p> <p>○投げき場            (H28. 8 供用開始)</p> <p>○トレーニングセンター            (H2. 3 供用開始)</p> <p>建築面積 355 m<sup>2</sup>、延面積 345 m<sup>2</sup>            地上 1 階鉄骨造</p>	<p>□敷地面積 25,182 m<sup>2</sup></p> <p>○野球場管理棟及びメインスタンド (S50. 8 設置)            地上 2 階鉄筋コンクリート造</p> <p>○芝生スタンド 8,971 m<sup>2</sup></p> <p>○グラウンド 1 面 13,787 m<sup>2</sup>            (両翼 92.8m、ホームセンター間 120 m)</p>	<p>□敷地面積 21,055 m<sup>2</sup></p> <p>○管理棟 100 m<sup>2</sup> (S48 年度供用開始)            延床面積 100 m<sup>2</sup>、地上 1 階鉄骨造</p> <p>○10m 射場 (第2種射撃場) (S49 年度設置、H29 建替、H30. 3. 3 供用開始)            建築面積 731 m<sup>2</sup>、延床面積 722 m<sup>2</sup>            地上 1 階鉄骨造 28 射座</p> <p>○50m 射場 (第2種射撃場) (S47 年度設置、H29 改修、H30. 3. 3 供用開始)            射座棟            建築面積 504 m<sup>2</sup>、延床面積 504 m<sup>2</sup>            地上 1 階鉄骨造 26 射座</p> <p>標的棟            建築面積 73 m<sup>2</sup>、延床面積 21 m<sup>2</sup>            地上 1 階鉄骨造</p>
指定管理者 (H26~H30)	三重県体育協会グループ ((公財) 三重県体育協会と(株) ジャパンスポーツ運営によるJV)	三重県体育協会グループ ((公財) 三重県体育協会と(株) ジャパンスポーツ運営によるJV)	(公財) 三重県体育協会	三重県ライフル射撃協会
施設の設置目的 (役割)	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。
年間利用者数 (平成 29 年度)	464,068 人	342,241 人	36,012 人	327 人
指定管理料 (H26~H30)	1,630,940 千円 26 年度 329,860 千円 27 年度 328,660 千円 28 年度 324,660 千円 29 年度 325,260 千円 30 年度 322,500 千円	281,830 千円 26 年度 56,780 千円 27 年度 57,300 千円 28 年度 56,250 千円 29 年度 56,000 千円 30 年度 55,500 千円	104,500 千円 26 年度 20,700 千円 27 年度 20,800 千円 28 年度 21,000 千円 29 年度 21,000 千円 30 年度 21,000 千円	2,494 千円 26 年度 495 千円 27 年度 499 千円 28 年度 500 千円 29 年度 500 千円 30 年度 500 千円





## 9 競技力向上の取組について

### 1 現状

本県の競技力向上については、三重県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）の競技力向上対策基本方針において、平成28年度からの3年間を「育成期」とし、目標を男女総合成績（天皇杯順位）10位台の獲得と定め、取組を進めています。

これまで、少年種別では、ジュニアクラブ、中学校・高校運動部の強化指定を行うとともに、国内外で活躍するジュニア・少年選手を「チームみえス一パージュニア」として指定するなど、計画的に育成・強化を進めています。

また、成年種別についてはトップアスリートを県内に定着させるため、県内152の企業・事業所の協力を得て、就職支援を進め、39名の採用をいただきました。

国民体育大会について、昨年の愛媛国体では、本県の男女総合成績（天皇杯順位）は27位となり、目標の10位台獲得には至りませんでした。

目標得点に関し、岩手大会、愛媛大会と2年連続で天皇杯を獲得した東京都の得点は、これまで対策本部が三重とこわか国体で天皇杯を獲得するために設定した目標得点をすでに上回っており、現在の目標得点が適切でないことから、対策本部の対策委員会等において有識者等の委員との協議を重ねた結果、本県の天皇杯獲得のための目標得点を修正するとともに、皇后杯獲得のための目標得点を新たに設定しました。

#### ※三重県競技力向上対策基本方針における新たな目標得点

	修正前	修正後
天皇杯得点	2,500点	2,700点以上
皇后杯得点	設定なし	1,400点以上

（平成30年4月16日 三重県競技力向上対策本部第6回本部会議決定）

### 2 課題

本県の競技力の現状を踏まえ競技力向上対策を進めるため対策本部の各専門委員会（ジュニア・少年選手強化、成年選手強化、企業等連絡調整）や競技団体のヒアリング等から明らかになった課題は、以下の通りです。

#### （1）少年種別について

少年種別については、入賞件数、競技得点とともに伸び悩んでいることから、新たな強化対策が必要であり、特にレベルの高い指導者の養成が必要です。

## (2) 成年種別について

成年種別については、国内外の大会で活躍できる選手が不足していることから、よりレベルの高い選手の県内定着を一層図る取組を進める必要があります。

## (3) 競技用具等について

競技用具等について、数量不足、老朽化、性能不足がみられる事から、その整備が必要です。

### 3 今後の取組方針

三重とくわか国体での天皇杯、皇后杯獲得と、福井国体での天皇杯順位10位台の獲得を目指し、今年度は次の項目に特に注力して取り組んでいきます。

#### (1) ジュニア・少年選手の育成・強化

平成30年度は、三重とくわか国体で少年種別の選手年齢となる『ターゲットエイジ』が、中学1~3年生（一部の競技は小学校6年生を含む）となることから、この年代の育成・強化に本格的に取り組んでいきます。具体的には、国内外の大会で活躍が期待できる選手を「チームみえジュニア」として指定し、計画的に育成・強化を進めています。

また、新たな少年種別の強化対策として、優れた指導者を養成することを目指し、「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」を開始し、ジュニア・少年選手の育成・強化を加速します。これらの取組により、三重とくわか国体での活躍とともに、その後の三重の競技スポーツを担う人材を継続して育むことのできる指導者の養成を目指します。

#### (2) 成年選手の強化

トップアスリートが東京オリンピックの日本代表選手を目指し、指導・練習環境の整った東京に留まる傾向が強い状況にあることから、競技団体とともに緊密に連携し、スカウティングを強化して、有力な大学運動部や実業団チームに三重の魅力や強みをPRするなど、トップアスリートの獲得と県内定着に向け、選手雇用が促進されるよう、引き続き、県内の企業・事業所への働きかけを行っていきます。

#### (3) 競技用具等の整備

競技用具について、競技団体の要望も踏まえ、計画的に数量の確保及び質の向上を図る取組を進めています。

## 10 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備について

三重とこわか国体・三重とこわか大会については、本年7月、正式に開催決定を受けるため、市町や競技団体等と連携・協力し、会場地の選定等に取り組むなど着実に準備を進めています。

三重とこわか国体では、オリンピック追加競技を含む正式競技やデモンストレーションスポーツ等の会場地市町の選定に取り組んだ結果、県内全ての市町で一つ以上の競技が開催されることとなりました。

三重とこわか大会については、会場地市町の選定、競技役員や手話通訳等の情報支援ボランティアの養成等を進めています。

また、両大会の開催機運を醸成するため、イメージソングやダンスを制作するとともに、広報ボランティアと効果的な広報を行っています。

### 1 三重とこわか国体の開催準備状況

#### (1) 会場地市町の選定

正式競技、特別競技、公開競技については、県内20市町を選定し、デモンストレーションスポーツについては、20市町32競技を選定しました。

これにより、県内全ての市町で競技が開催されることになります。

- ① 正式競技 (37競技)
- ② 特別競技 (1競技)
- ③ 公開競技 (5競技)
- ④ デモンストレーションスポーツ (32競技)

#### (2) 会期案

国民体育大会開催基準要項において、9月中旬から10月中旬までの11日間以内で開催することとされています。本県では、次の会期案を（公財）日本スポーツ協会\*に提出しており、本年7月に正式決定される予定です。

\*（公財）日本体育協会は、平成30年4月に（公財）日本スポーツ協会に名称変更

#### [三重県案]

第1案 平成33年 9月25日(土)～10月 5日(火)

第2案 平成33年 9月26日(日)～10月 6日(水)

第3案 平成33年 10月 2日(土)～10月12日(火)

(希望順位は第1案～第3案の順)

## 2 三重とこわか大会の開催準備状況

会場地選定及び会期案について、本年2月14日に開催しました第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会第3回委員会において、以下のとおり決定されました。

### (1) 会場地市町の選定

	競技名	会 場 地		
		市町	競技会場名	
個人競技 (7)	陸上競技	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	
	水泳	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	アーチェリー	松阪市	松阪市総合運動公園 芝生広場	
	卓球(サウンドテーブルテニスを含む)	伊勢市	三重県営サンアリーナ	
	フライングディスク	(東員町と調整中)		
	ボウリング	津市	津グランドボウル	
	ボッチャ	伊勢市	三重県営サンアリーナ	
団体競技 (7)	バスケットボール	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
	車椅子バスケットボール	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
	ソフトボール	紀北町	赤羽運動公園野球場、赤羽運動公園多目的広場	
	グランドソフトボール	明和町	明和町総合グラウンド	
	バレーボール	身体	(四日市市と調整中)	
		知的		
		精神	津市	津市安濃中央総合公園内体育館
	サッカー	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラクビー場	
	フットベースボール	志摩市	長沢野球場、長沢多目的広場	

### (2) 会期案

次の会期案を、文部科学省及び(公財)日本障がい者スポーツ協会に提出します。

#### [三重県案]

第1案 平成33年10月23日(土)～10月25日(月)

第2案 平成33年10月30日(土)～11月1日(月)

(希望順位は第1案～第2案の順)

### 3 今後の取組方針

両大会の成功に向けて、本年夏に開催されるインターハイでの様々なノウハウ（広報やおもてなし、開・閉会式や競技会の運営方法、輸送・交通対策等）を受け継ぎ、引き続き、市町や競技団体等と緊密に連携し、「オール三重」で着実に準備を進めていきます。

#### （1）実行委員会の設置

本年7月の開催決定後、国民体育大会開催基準要項に基づき、現行の県準備委員会を県実行委員会に改組し、引き続き、両大会の開催準備に取り組んでいきます。

#### （2）広報・県民運動の展開

学校等における合唱や吹奏楽等でのイメージソングの活用、ダンスへの取組を促進するとともに、さまざまな機会を活用して、広報ボランティアとともに効果的な広報を開いていきます。また、県民運動に「オール三重」で取り組んでいくため、多くの方々に参加していただけるよう、多様な主体に働きかけていきます。

#### （3）開・閉会式の式典内容及び会場設営の検討

開・閉会式の式典内容について、様々な分野の委員で構成される専門委員会で議論を重ね、三重県らしさを盛り込んだ基本計画を策定していきます。

また、開・閉会式のスムーズな運営に向けて、関係機関等と調整を進めます。

#### （4）三重とこわか大会の開催準備

三重とこわか大会については、市町や競技団体等と連携し、会場地の設営や競技運営方法等を検討するとともに、引き続き、競技役員や手話通訳等の情報支援ボランティアの計画的な養成を進め、大会運営に要する人員の確保に取り組んでいきます。



## 11 南部地域の活性化について

### 1 南部地域活性化の取組

南部地域では、基幹産業である第一次産業の低迷や若者の流出による生産年齢人口の減少により、過疎化、高齢化が進行し、地域の活性化が重要な課題となっています。

このため、南部地域の13市町、有識者、県で構成する「南部地域活性化推進協議会」を設置し、定住促進や働く場の確保に資する取組について検討を行い、事業化した取組に対して南部地域活性化基金等を活用して支援しています。

### 2 平成30年度の主な取組

#### (1) 若者の県内定着促進に向けた取組

高校生を対象に地域への理解や愛着を高める取組を促進することで、南部地域に住み続けたい又は進学等で一旦地域を離れても将来的には戻りたいと考える若者の増加を図ります。

また、「南部地域で働きたい、暮らしたい」と考える若者と地域の仕事をつなぐため、市町が連携して行う「働き方」と「暮らし方」をセットにした地域インターナンシップの取組を支援し、U・Iターンを促進します。

#### (2) 「関係人口」の創出に係る取組

南部地域の13市町と連携して、広域的な「関係人口」を募る仕組みを設けるとともに、「関係人口」と地域の継続的なつながりづくりを進めることで、地域に賑わいをもたらし、将来的な移住・定住につなげていきます。

具体的には、明治150年を機に当時実在した「度会県」をバーチャル上で復活させ、都市部等から「県民」を募集します。併せて、地域が協力してもらいたいプロジェクトを「県民」に提示し参画を促すことで、それぞれがつながるきっかけを提供し、仕組みを構築していきます。

※「関係人口」とは、「定住人口」でもなく「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「観光以上・定住未満の人びと」を言います。

#### (3) 地域おこし協力隊の支援

地域おこし協力隊は、都市部から過疎地域等の条件不利地域に移り住み、地域協力活動を行ながら、その地域への定住・定着を図る取組で、県内では、地域産品の開発や観光を通じた地域づくり、農業に従事しながら地域活動を行う者など12の市町において74名(平成30年4月1日)の隊員が活動しています。

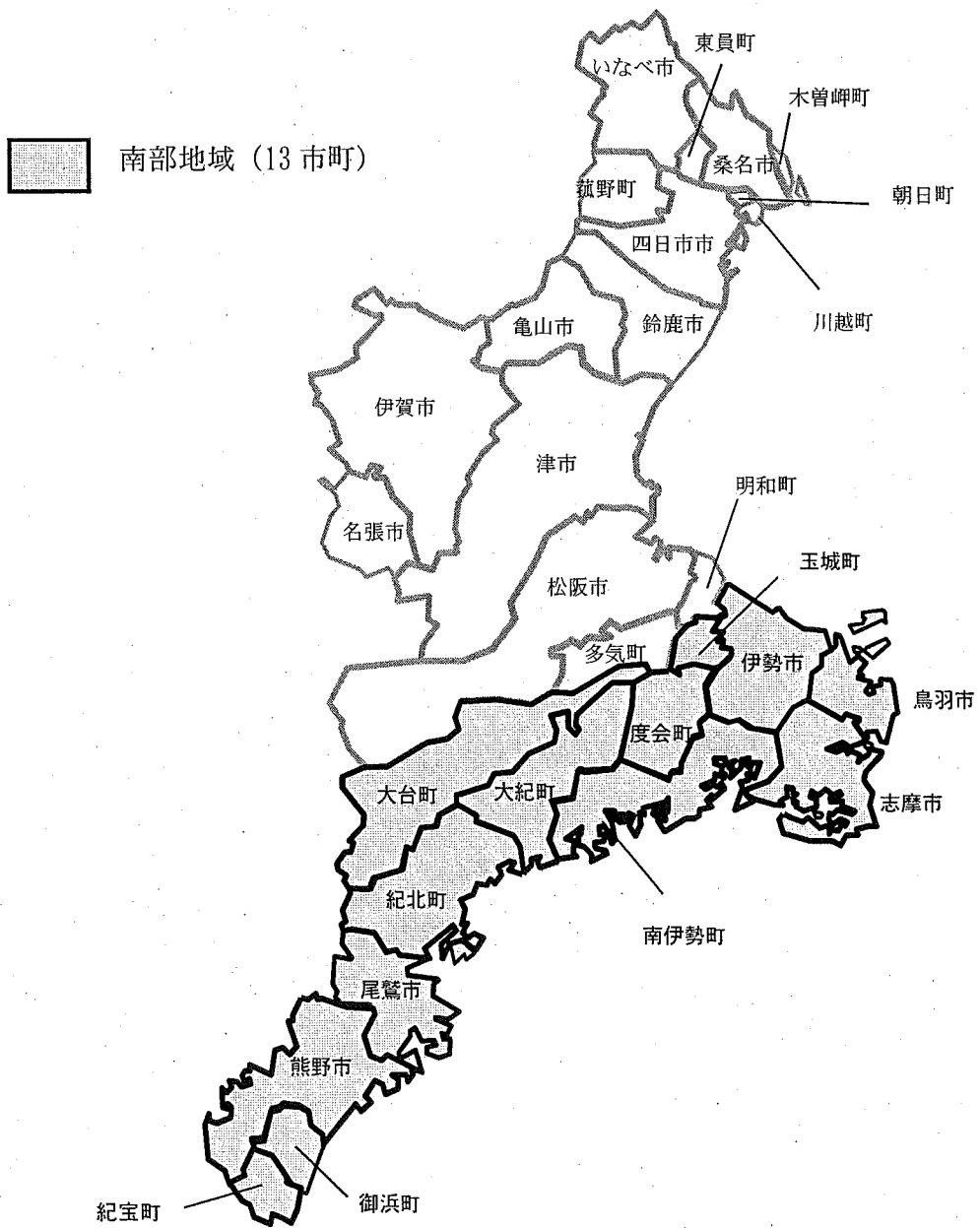
こうした隊員の活動を支援するため、状況に応じた様々な研修や隊員間のネットワークづくりを促進するほか、隊員を受け入れる市町に対しても合同募集説明会の開催や情報提供等の面で支援しています。

#### 【地域おこし協力隊：隊員数等の推移】

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
導入市町数	5 市町	6 市町	12 市町	12 市町
隊 員 数	11 名	45 名	66 名	74 名

※導入市町数、隊員数とも 4 月 1 日時点

#### 【南部地域】



## 12 東紀州地域の活性化について

### 1 東紀州地域活性化の取組

東紀州地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ、歴史、文化、自然等地域資源に恵まれていますが、県内でも人口減少、高齢化が進行している地域です。

そのため、5市町と県で構成する東紀州地域振興公社を設立し、地域一体となつた観光振興、産業振興等に取り組んでいます。また、熊野古道センター、紀南中核的交流施設を拠点とした集客交流の取組を進めています。

### 2 平成30年度の主な取組

#### (1) 熊野古道等地域資源の活用促進

市町、関係団体等と連携し、熊野古道の価値を次世代に伝えていくため、県内の子ども・若者を対象に保全活動体験ツアーを実施し、熊野古道について学ぶ機会を提供します。

また、サミット開催後インバウンドが増加していることから、受入環境を整備するとともに、都市部において発信力のある外国人を対象に熊野古道セミナーを開催し、熊野古道や地域の魅力を発信します。

平成31年は熊野古道世界遺産登録15周年となることからその準備を進めます。

【東紀州地域へのインバウンド来訪者数】

単位：人

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
熊野市観光公社（熊野市駅前） 外国人案内数	93	338	601
紀南中核的交流施設宿泊者数	284	348	586

※熊野市観光公社外国人案内数の平成27年度は、平成27年6月～28年3月

#### (2) 東紀州地域振興公社の取組

東紀州地域振興公社では、地元市町や関係団体で構成する2つの協議会を設置し観光振興、産業振興等の取組を推進しています。

##### ① 観光DMO事業推進協議会

海外からの誘客やプロモーションを行うとともに、宿泊施設、観光施設等を対象に外国人アドバイザーを派遣し、コミュニケーションの取り方や地域らしさを活かしたおもてなしなどについて、外国人目線でアドバイスを行うなど受入環境の整備等を進めています。

##### ② 東紀州産業活性化事業推進協議会

東紀州地域の基幹産業である第一次産業と地域内外の他の産業を組み合わせ、地域ならではの商品やサービスを開発し、高付加価値化を図るとともに、地域の6次産業化を促進し、東紀州ブランドの確立に向けて取り組んでいきます。

今年度は、商業施設等におけるテストマーケティングや宿泊施設等における新たな観光サービスの創出など商品開発力や販売力のスキルアップ等の取組を進めます。

### (3) 集客交流拠点の活用

#### ① 熊野古道センター

熊野古道に関する情報発信、交流の拠点として、平成19年から指定管理による運営を行い、企画展や交流イベント等を実施しています。

なお、平成31年度末に指定管理期間が満了するため、次期指定管理者の選定に向けた準備を進めていきます。

#### ② 紀南中核的交流施設「里創人 熊野俱楽部」

紀南地域における集客交流の拠点として、平成21年にオープンし、民間事業者の独立採算により運営しています。施設の整備に要した費用を10年間にわたって補助しており、平成30年度で補助が終了することから、これまでの事業の成果等について検証を行っています。平成30年3月に評価書（中間案）を作成し、6月に向けて最終案の作成に取り組んでいます。

#### 【施設の概要】

- ① 運営事業者：株式会社 エムアンドエムサービス（大阪市中央区）
- ② 場所：熊野市久生屋町、御浜町志原
- ③ 敷地面積：約8.8ha
- ④ 補助額：約34億8千万円  
(県、熊野市、御浜町、紀宝町が負担して10年間補助)

#### 【東紀州地域への来訪者数】

単位：人

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
熊野古道来訪者数	308,326	428,698	352,262	327,534	337,046
熊野古道センター 来館者数	108,227	117,924	106,480	120,206	114,739
紀南中核的交流施設 宿泊者数	12,833	14,001	14,450	17,525	18,346

※熊野古道来訪者数は、毎年1~12月推計値

## 13 過疎・離島・半島地域の振興について

### 1 現状と課題

過疎・離島・半島地域においては、人口減少と高齢化、主な産業である第一次産業の低迷、農地や山林の荒廃による公益的機能の低下等、様々な課題への対応が求められており、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう地域づくりを進めていく必要があります。

### 2 振興施策

過疎・離島・半島地域における振興を図るため、それぞれの法律に基づき、県及び市町において計画等を策定し、取組を進めています。

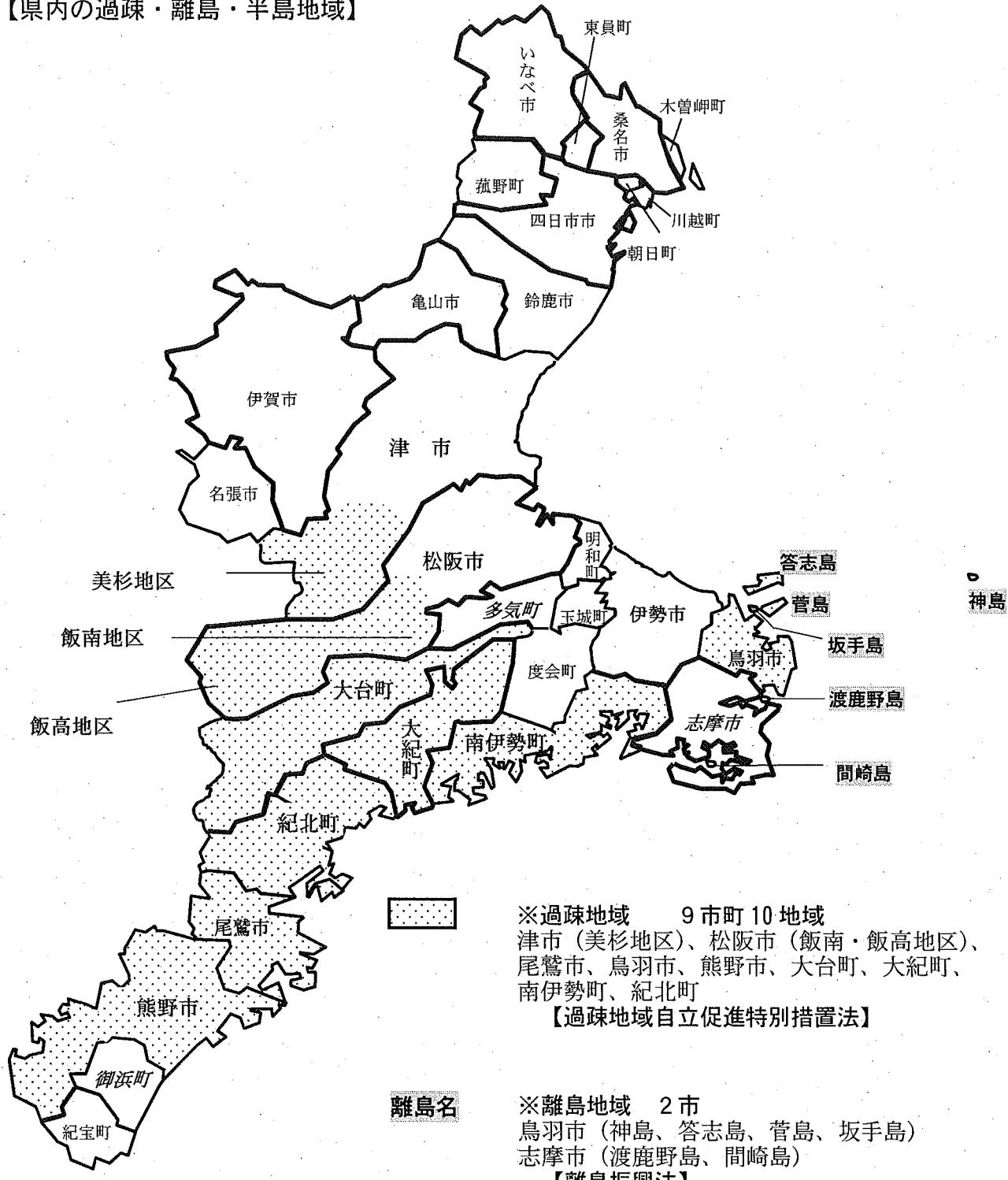
	根拠法	県計画等	支援等（国制度）
過疎	過疎地域自立促進特別措置法	三重県過疎地域自立促進方針 (平成28年度～32年度) 三重県過疎地域自立促進計画 (平成28年度～32年度)	・地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置 ・過疎債の発行
離島	離島振興法	三重県離島振興計画 (平成25年度～34年度)	・地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置 ・離島活性化交付金 ・離島航路に対する支援
半島	半島振興法	紀伊地域半島振興計画 (平成27年度～36年度) ※奈良県及び和歌山県と連携して策定	・地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置 ・半島振興広域連携促進事業費補助金

### 3 県の支援

これらの条件不利地域に対しては、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う地域活性化の取組に対して補助するとともに、南部地域活性化基金を活用して市町の取組を支援しています。

また、離島住民等の生活交通を確保するため、鳥羽市と志摩市の離島航路に対して、国とともに支援しています。

【県内の過疎・離島・半島地域】



※過疎地域 9市町10地域

津市(美杉地区)、松阪市(飯南・飯高地区)、  
尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、  
南伊勢町、紀北町

【過疎地域自立促進特別措置法】

※離島地域 2市

鳥羽市(神島、答志島、菅島、坂手島)  
志摩市(渡鹿野島、間崎島)

【離島振興法】

※半島地域 16市町(旧一志郡を除く松阪市以南)

伊勢市、松阪市(旧嬉野町、旧三雲町を除く)、尾鷲市、  
鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、  
玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、  
紀宝町 【半島振興法】

# 三重とこわか国体

第76回国民体育大会 ときめいて人 かがやいて未来 2021

※「とこわか(常若)」とは、「いつも若々しいこと。いつまでも若いさま。」を表現する言葉です。

2021年秋  
46年ぶりに  
三重県内で開催



マスコットキャラクター  
とこまる

## 三重とこわか国体の開催

国民体育大会は、わが国最大の国民スポーツの祭典であり、正式競技、特別競技、公開競技に加え、県民の皆さんができるデモンストレーションスポーツも実施します。  
三重とこわか国体では、県内すべての市町で、競技が行われます。

みなさんの参加で三重とこわか国体を盛り上げてね！

三重とこわか国体の開催には、選手の応援やボランティア活動、ダンスやデモンストレーションスポーツへの参加、大会運営への参加などさまざまな場面で皆さんの協力が必要です。県民力を結集して三重とこわか国体を盛り上げましょう！



選手の応援



街をきれいにする活動



ダンスに参加



ボランティアとして広報活動や大会運営に参加



# みえ 三重とこわか国体 (第76回国民体育大会) 会場地市町別競技

(平成30年3月19日現在)

## 【会場地選定状況】

かいじょうちせんていじょうきょう  
正式競技……19市町37競技  
特別競技……3市町1競技  
公開競技……5市町5競技  
デモンストレーション…20市町32競技  
スポーツ

【注】競技名の後に(種別)の記載がない  
競技は、全種別を実施

### 亀山市



### 鈴鹿市



### 伊賀市



### 名張市



### 熊野市



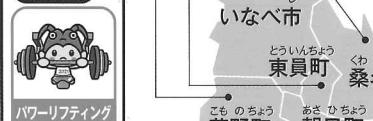
### いなべ市



### 四日市市



### 東員町



### 桑名市



### 朝日町



### 木曽岬町



### 川越町



### 津市



### 明和町



### 伊勢市



### 度会町



### 志摩市



### 鳥羽市



### 紀北町



### 御浜町



### 尾鷲市



### 紀宝町



### 御浜町



### 尾鷲市



### 紀宝町



### 御浜町

ちから  
スポーツの力で  
三重を元気に!

み え

たい かい

# 三重とこわか大会

だい かい ぜん こく しょ う がい しゃ  
第21回全国障害者スポーツ大会

ときめいて人 かがやいて未来 2021

わか わか  
※「とこわか(常若)」とは、「いつも若々しいこと。いつまでも若い  
さま。」を表現する言葉です。すべての人が活力に満ち、元気に  
若々しくなる大会となるようにとの願いを込めています。

がんばれ ファイト

FIGHT!!



マスコットキャラクター 「とこまる」

## 第21回 全国障害者スポーツ大会

The 21th National Sports Festival for People Disabilities

この大会は、障がいのある方の社会参加や、国民の障がいに対する理解を深めることを目的に開催します。

2021年秋 三重県内で開催

第21回全国障害者スポーツ大会 三重県準備委員会事務局

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891(三重県合同ビル4階) 国体・全国障害者スポーツ大会局内  
TEL059-224-2766 FAX059-224-3245



ぜん こく しょう がい しゃ

たい かい

おこな

きょう ぎ しゅ もく

# △全国障害者スポーツ大会で行われる競技種目△



りくじょうきょうぎ  
●陸上競技



りくじょうきょうぎ  
●陸上競技（スラローム）



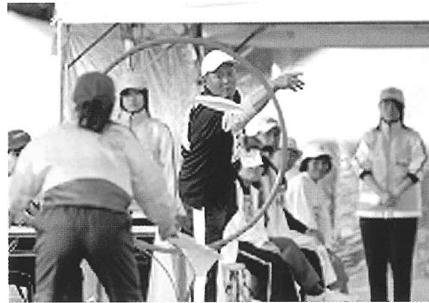
すいえい  
●水泳



●アーチェリー



たっしきゅう  
●卓球（サウンドテーブルテニス）



●フライングディスク



●ボウリング



●バスケットボール



くるまいす  
●車椅子バスケットボール



●ソフトボール



●グランドソフトボール



●フィットベースボール



●サッカー



●バレーボール



●ボッチャ（三重大会から追加）

※写真：公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会から提供

